

第1回

古賀市景観計画策定委員会

1. 景観計画策定の概要
2. 古賀市の景観の現状と課題
3. 景観計画の策定方針について
4. 参考資料
 - ・各種会議の概要
 - ・景観基礎調査について

平成29年7月3日

1. 景観計画策定の概要

1. 景観計画策定の概要

(1) 策定の背景

- 古賀市では、景観まちづくりに対する様々な取組を行ってきた。

<景観まちづくりに対する取組>

平成16～20年度 都市景観賞（2004-2008年度）

平成23年10月 「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」策定

平成24年 「古賀市公共空間形成ガイドライン」策定

平成25年度～ 古賀の魅力再発見コンテスト

- 平成23年には「美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を策定し、地域に愛着を持ち誇りうる景観まちづくりに向けて、景観づくりを進めてきた。
- 本計画の中では、景観まちづくりの推進方策の中で景観まちづくりのルールづくりとして**景観計画の策定を目指す**と掲げている。
- 平成29年度の施政方針の中に重点施策として、古賀市にふさわしい**景観計画の策定に向けた取組を継続する**と記載がある。
- 市長の所信表明の中に、**景観条例の制定をめざす**と公約されている。

景観計画の策定に対する機運が高まっている

1. 景観計画策定の概要

(1) 策定の背景

参考

「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」

● 目的と役割

市民、事業者、行政が共働して、古賀市の景観を守り育て、創り活かしていくための基本指針を定めるもの。

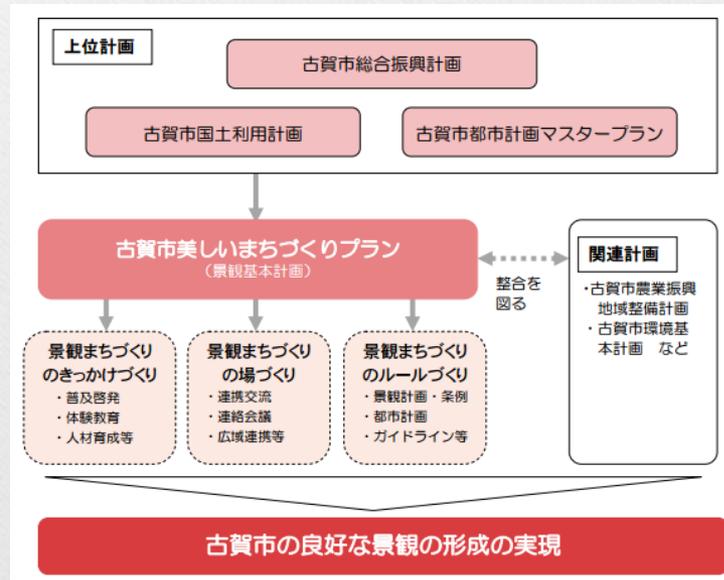
古賀市が今後「景観法」に基づく景観行政団体となり、景観計画など景観法の諸制度を活用した景観まちづくりを進めていく上での基本的な方針を明らかにするもの。

● 位置付け

上位関連計画との整合を図りつつ、景観まちづくりに関する「きっかけ」「場」「ルール」を作るための計画。

● 目標年次

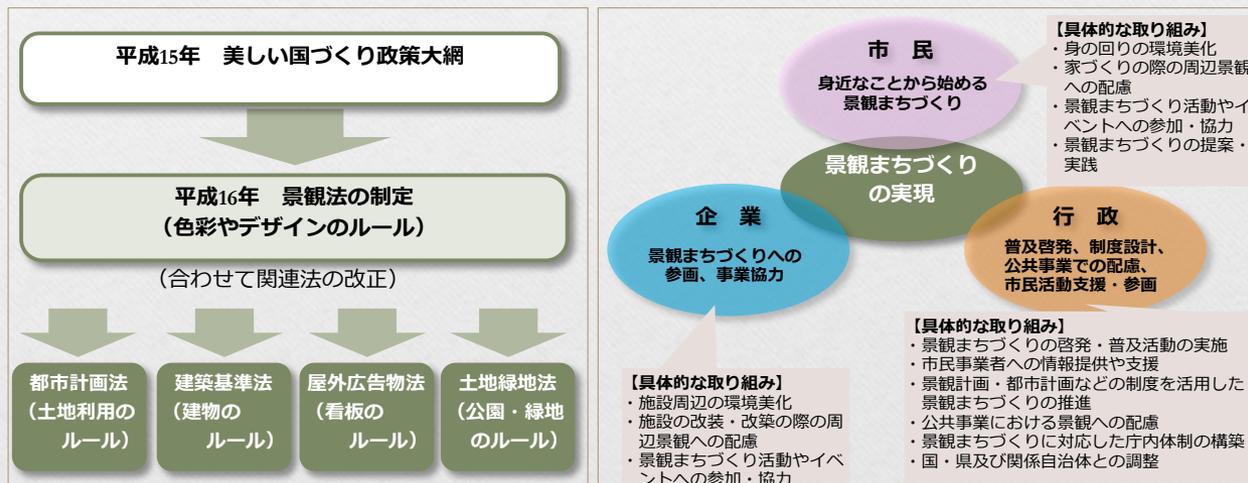
平成33年（10年後）



1. 景観計画策定の概要

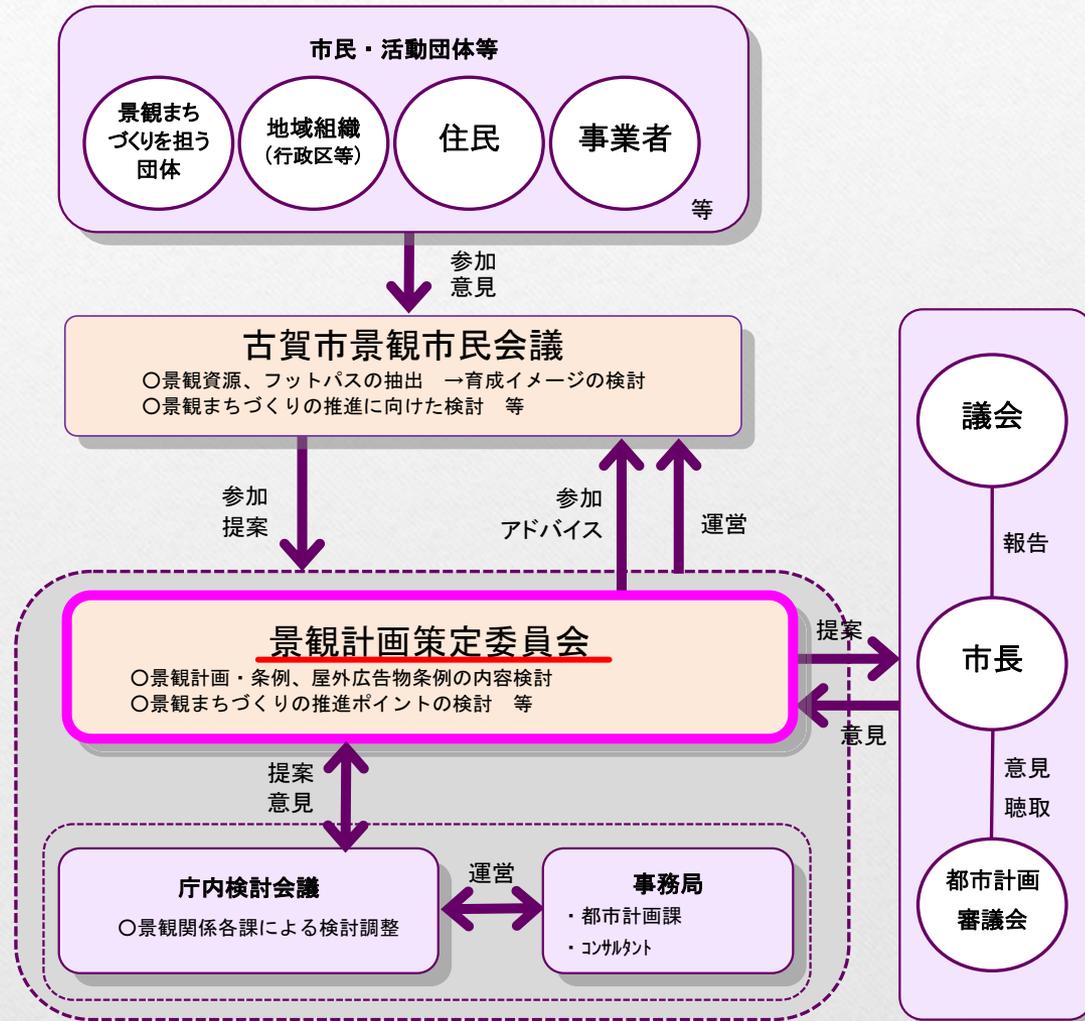
(2) 策定の目的

- 景観計画や条例の制定により、**具体的な目標像やルールを定め、共有**すること。
- 景観法を制定することにより、景観に関して一定の**強制力を持ったルールを作る**こと。
- 住民提案や景観整備機構の制度整備によって、市民、企業、行政のそれぞれが主体となり、**協働して景観まちづくりを推進**すること。



1. 景観計画策定の概要

(3) 策定体制

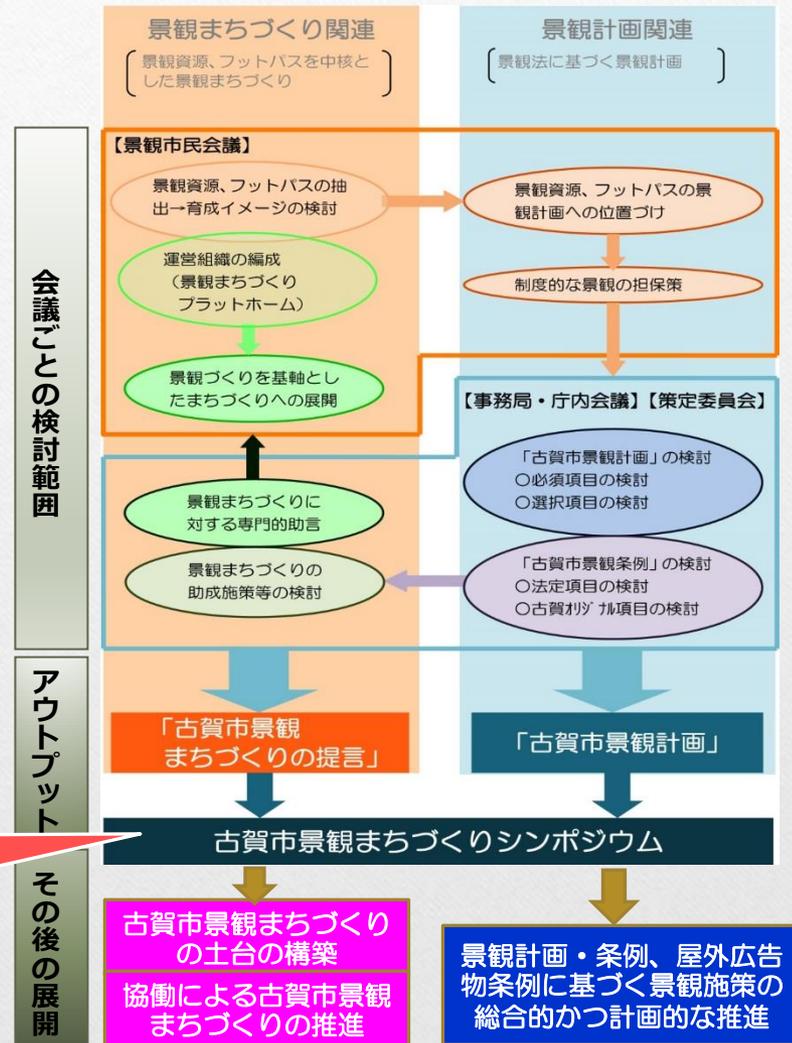


1. 景観計画策定の概要

(4) 会議の役割分担

(策定委員会の役割)

古賀市景観計画策定の**中核的な機関**として、市民会議での意見や現地調査での情報等を踏まえつつ、**専門的な視点**により、主に**古賀らしい景観計画**や**景観まちづくりのあり方**等について検討を行う。



市民・関係団体・行政が連携した、古賀市景観まちづくりの本格的始動！

1. 景観計画策定の概要

(5) 策定スケジュール（案）

	H28年度	H29年度	H30年度
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 基礎情報の整理 ・上位関連計画 ・景観資源の整理 ・市民アンケート ・色彩調査 ・屋外広告物調査 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の策定 景観条例の策定 屋外広告物条例の策定 	
策定委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・3回開催を予定 ・基礎調査の報告 ・景観計画（案）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回開催を予定 ・景観条例（案）の検討 ・屋外広告物条例の検討
庁内		<ul style="list-style-type: none"> ・4回開催を予定 ・基礎調査の報告 ・景観計画（案）の検討 	
市民会議		<ul style="list-style-type: none"> ・4回開催を予定（場合によっては1回追加も検討） ・まちあるきの開催 ・特性と課題の整理 ・景観ルールの検討 等 	

1. 景観計画策定の概要

■ 策定委員会スケジュール（案）

	時期	主な内容
第1回	H29.7	<ul style="list-style-type: none">・委員会開催趣旨とスケジュールについて・景観の現状と課題について・景観計画の策定方針について・各種会議結果の報告・各種基礎調査等の結果報告
第2回	H29.10	<ul style="list-style-type: none">・会議等の報告・景観計画（案）の骨子について・屋外広告物条例の策定方針の検討・景観条例の策定方針の検討
第3回	H30.1	<ul style="list-style-type: none">・景観計画（案）について・屋外広告物条例（骨子案）の検討・景観条例（骨子案）の検討
第4回	H30.5	<ul style="list-style-type: none">・景観条例・景観施策についての検討

2. 古賀市の景観の現状と課題

2.古賀市の景観の現状と課題

(1) 古賀市の景観特性

■ 市全域の景観特性

【景観域】

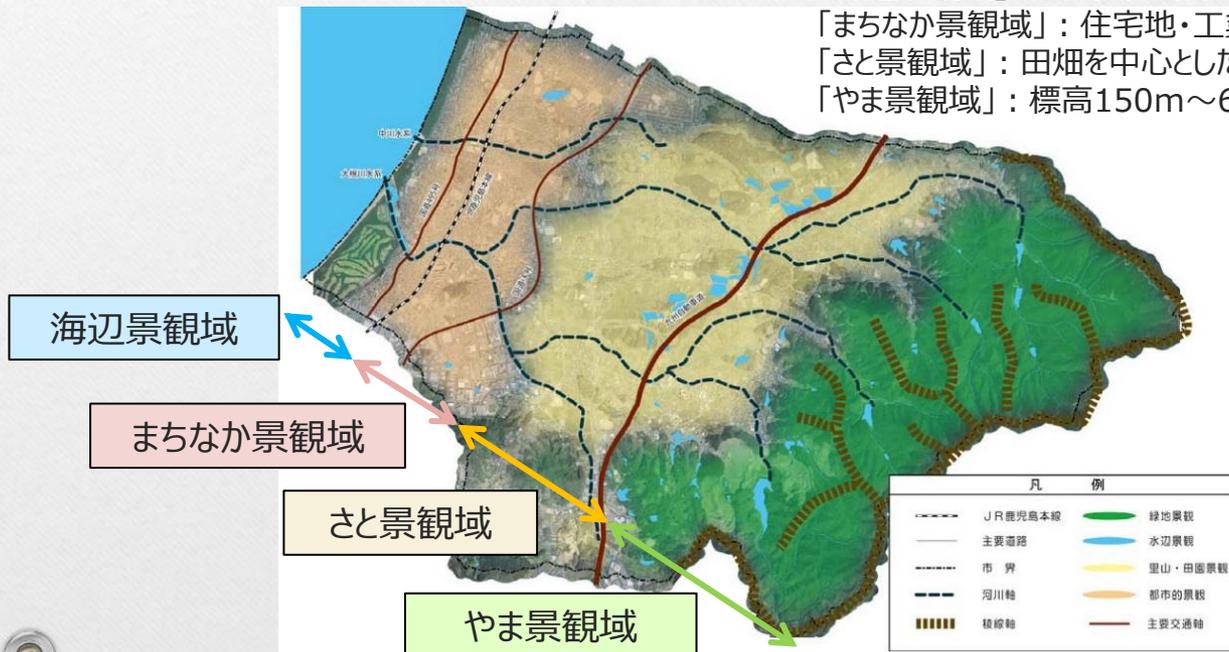
- 市域の西から東に向かって海岸～市街地～丘陵地～山地に至るダイナミックな地形がベース
- 景観域は、海辺景観域、まちなか景観域、さと景観域、やま景観域の4区分

「海辺景観域」：玄界灘・海岸の松林が中心

「まちなか景観域」：住宅地・工業団地・商業地などの市街地

「さと景観域」：田畑を中心とした里地・里山

「やま景観域」：標高150m～600m程度の山林区域が中心



2.古賀市の景観の現状と課題

(1) 古賀市の景観特性

■ 景観域ごとの特性

① 海辺景観域

- ・玄海国定公園に指定された白砂青松の松原の連なる玄界灘が面しており、花鶴ヶ浜からは玄界灘と相島の絶景が一望できる。
- ・花鶴ヶ浜公園付近の川沿いの道は、はまぼうが咲く散策路として親しまれている。
- ・花鶴ヶ浜から福津市にかけての海岸沿いは「あるいてん道（浜辺コース）」となっている。中川河口の潮騒橋付近には、夕陽風景時計が設置されており、夕陽の鑑賞スポットとなっている。



2.古賀市の景観の現状と課題

(1) 古賀市の景観特性

②まちなか景観域

- ・国道3号と国道495号に囲まれた市街化区域を中心に都市的景観が広がり、商業店舗の立地が進んだ沿道景観が形成されている。
- ・J R古賀駅周辺は商業施設や高層マンションが集積した市街地の景観となっており、古賀駅前通りは電線類が地中化されている。
- ・海岸近接部では海への眺望の妨げとなる高層マンションの立地がみられる。
- ・舞の里地区や美明地区には、低層の戸建て住宅が並ぶ閑静な住宅地の景観が形成されている。
- ・工業団地は工業地として明確に区分されており、工業団地の敷地際は樹木で緑化されている所が多い。
- ・鹿部山公園展望台からは、手前に花鶴丘団地、奥に玄界灘、相島が見渡せる。市街地の貴重な眺望スポットである。



2.古賀市の景観の現状と課題

(1) 古賀市の景観特性



③さと景観域

- ・市中央部に広大な田園地帯が広がり、田園地帯の周囲には里山の緑豊かな風景が広がる。里山の麓には、古くからの農村集落や鎮守の森が点在している。
- ・古賀グリーンパークや約1,000m²のコスモス広場などの自然の地形を活かした施設が整備されている。
- ・かつて唐津街道の宿場町として栄えた青柳宿では、所々に昔ながらの建物が残っており、現在は、大名が宿泊した「御茶屋」跡の隣に位置する青柳しょうゆや西の構え口の石積み、案内板などが整備されている。



2.古賀市の景観の現状と課題

(1) 古賀市の景観特性



④やま景観域

- ・市東部には、全市景観のスクリーンとなっている犬鳴山地・立花山地や、樹園地などに利用されてきた丘陵地が広がる。
- ・興山園は、頂上から市内を一望できる眺望スポットとなっている。
- ・清滝地区には大根川沿いに桜並木が連なり、清滝橋からは清滝清流と桜並木を眺めることができる。
- ・薬王寺温泉では、ひなびた温泉街の雰囲気を感じられるものの休業した旅館の空き家が目立つ。清流が流れているが三面側溝が風情を損ねている。



2.古賀市の景観の現状と課題

(1) 古賀市の景観特性

■ 主な景観軸

● 東西の河川景観軸、南北の道路景観軸、鉄道景観軸等を境として景観要素が分布

- ・本市を東西に横切り、玄界灘に注ぐ大根川水系と中川水系の2つの「河川景観軸」があり、市域内で完結していることから、上流から下流にかけての連続した一連の景観が広がる。
- ・また、南北に走る国道3号、国道495号及び九州自動車道等の「道路景観軸」や「鉄道景観軸」があり、これらの軸を境として多彩な景観要素が分布している。
- ・それぞれの景観域を歩きながら楽しむことができるフットパス「あるいてん道」が9コースあるほか、ハイキングコースなども整備されている。

2.古賀市の景観の現状と課題

(1) 古賀市の景観特性

■ 主な景観拠点等

【景観拠点】

- 古賀海岸
 - 駅周辺（J R古賀駅、千鳥駅、ししぶ駅）、市役所周辺、花見栗原線
 - 古賀S A、古賀I C周辺
 - 薬王寺温泉・唐津街道青柳宿
 - 古賀グリーンパーク
- 等

【眺望点】

- 鹿部山公園
 - 興山園
 - 薦野
 - 西山
 - 岳越山
- 等

2.古賀市の景観の現状と課題

(2) アンケート結果の概要

- 目的：景観計画の策定に先立ち、景観および屋外広告物に関する市民意識を把握する。
- 対象者：18歳以上の市民2000人(住民基本台帳から無作為抽出)
- 調査方法：郵送による配布
- 実施期間：平成28年11月3日～25日
(結果反映分については1月末日まで)
- 回答者数：712票 (有効回答者数701票)
- 回収率：36% (712票/2,000票)

2.古賀市の景観の現状と課題

(2) アンケート結果の概要

【属性】

- ・性別：女性63%、男性37%
- ・年齢：60歳以上の高齢者が半数
- ・居住年数：20年以上の方が59%
- ・職業：主婦（夫）と会社員が30%ずつ

【景観について】

- ・景観に関心のある方が半数程度
- ・**緑あふれるゴミのないまち**が「良い景観」
- ・**草木の手入れが行き届いていない河川**が「悪い景観」（古賀市内のみ）
- ・**身近な自然を楽しめる道**が景観要素として重要

【まちづくりのルールについて】

- ・全市には緩やかなルール、重要地区ではきめ細やかなルールの設定を希望

2.古賀市の景観の現状と課題

(2) アンケート結果の概要

【色彩について】

- ・極端な色彩のみを制限すべきで、あとは個人の良識に任せるべきである
- ・中でも**幹線道路沿線**を規制すべきである

【屋外広告物について】

- ・管理の行き届いていないものや**形や色が奇抜なもの**に対して不快
- ・特に**歴史・文化の残る場所**について規制をしてほしい

【市民にできること】

- ・清掃活動への参加や敷地内の花植え等

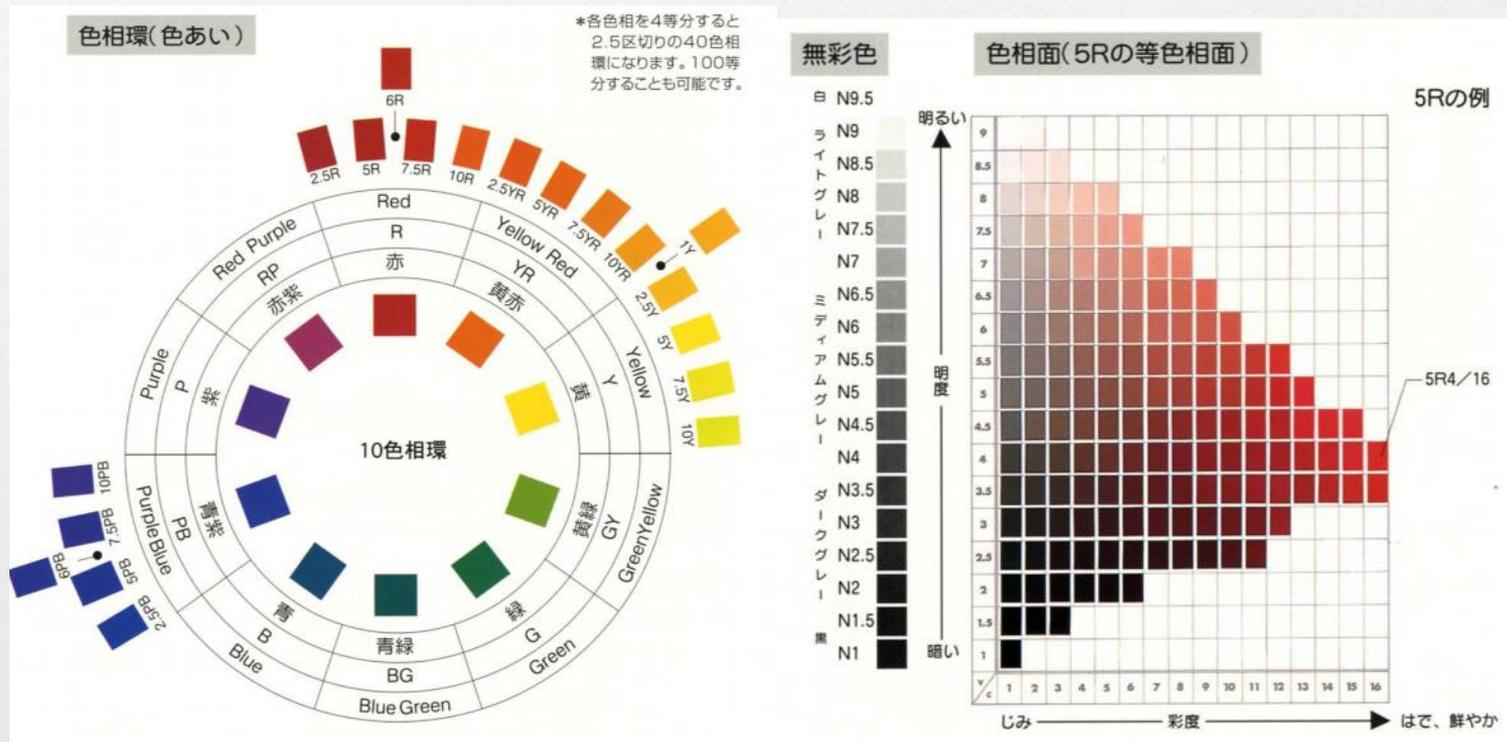
【今後必要なこと】

- ・公共施設の整備や道路の緑化等

2.古賀市の景観の現状と課題

(3) 色彩調査結果の概要

- 色彩調査にて検討する指標
 - ・色相：色合い
 - ・明度：明るさの度合い（明度0は黒）
 - ・彩度：鮮やかさの度合い（彩度0は無彩色）



2.古賀市の景観の現状と課題

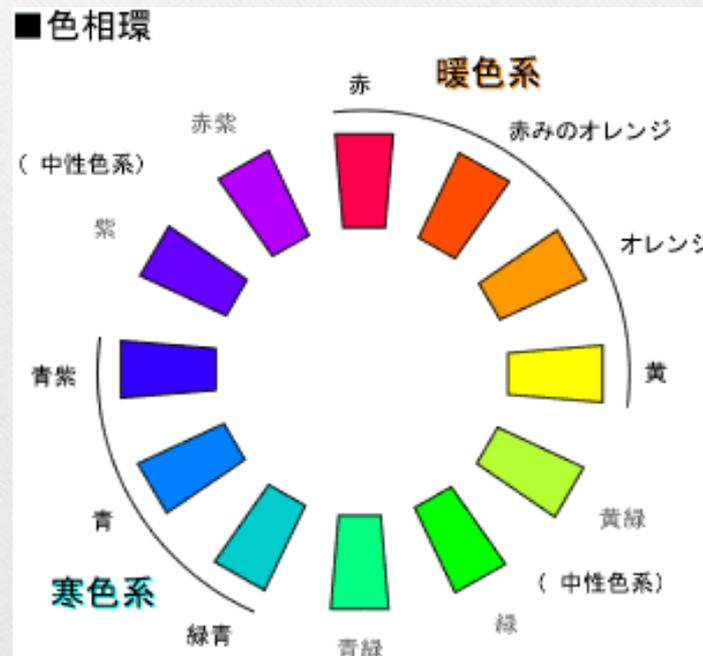
(3) 色彩調査結果の概要

・暖色系

太陽や火を連想して暖かさを感じる、暖かい色、熱い色で、興奮色とも呼ばれている。大きく感じる膨張色。

・寒色系

水や氷のイメージで、ひんやりとした感じ。寒い色、冷たい色を寒色といい、沈静色とも呼ばれている。小さく感じる収縮色。



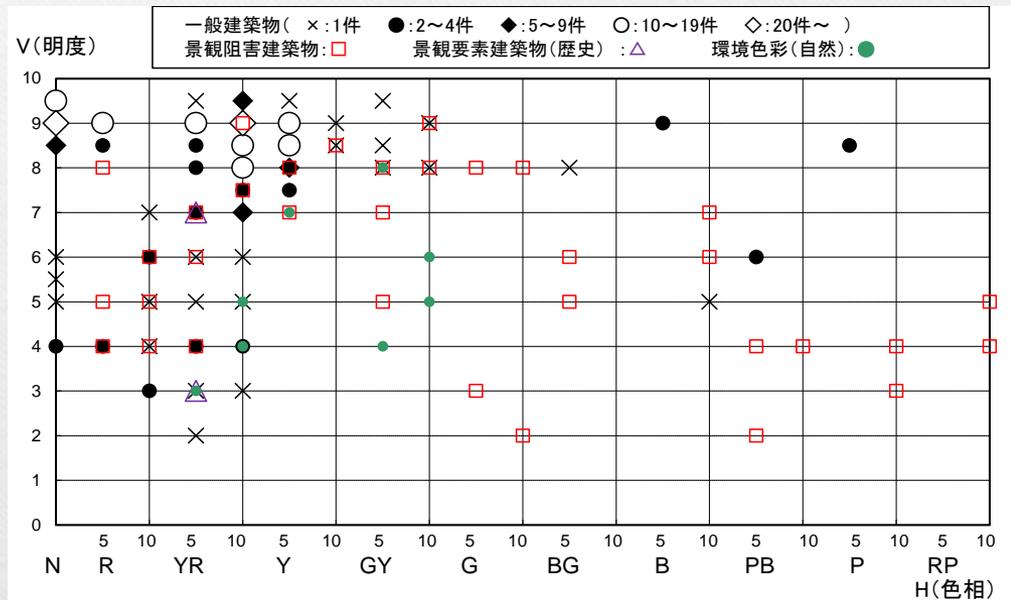
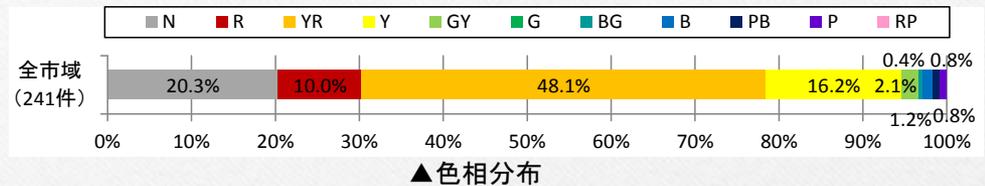
2.古賀市の景観の現状と課題

(3) 色彩調査結果の概要

● 全市域（明度）

・古賀市の建築物の色相は暖色系が全体の約7割。

・明るめの色調の建築物が多い。



2.古賀市の景観の現状と課題

(3) 色彩調査結果の概要

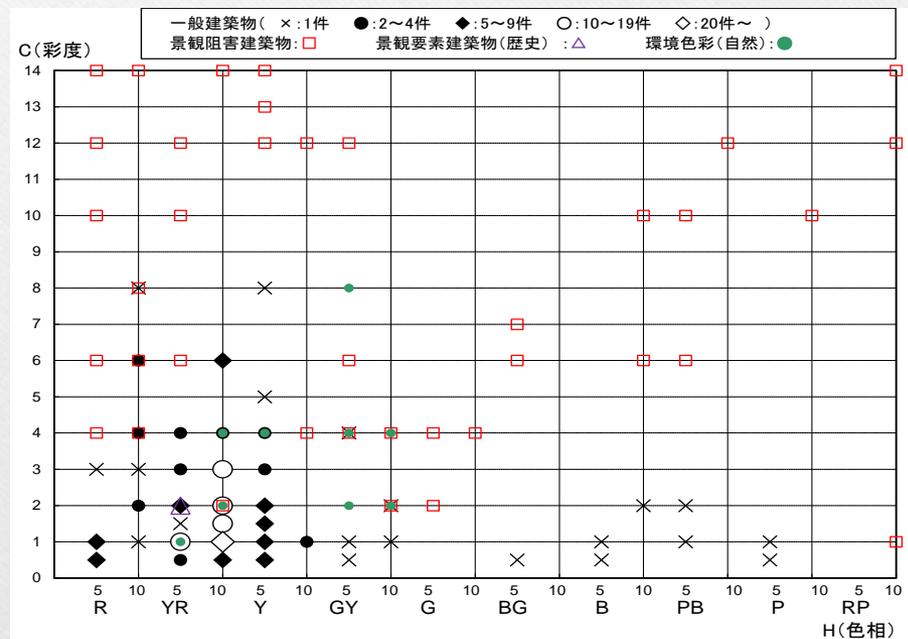
● 全市域（彩度）

・古賀市の建築物はR、YRは彩度6以下、Yは4以下、寒色系では彩度2以下が多い。

・景観障害建築物は彩度6以上の高彩度で鮮やかなものが多く見られる。

▼パーセンタイル値

H(色相)	R		YR		Y		GY		G		BG		B		PB		P		RP	
	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10
75パーセンタイル	1	5.5	2	3	2	1	2.5	1.75	-	-	0.5	-	0.88	2	1.75	-	0.88	-	-	-
80パーセンタイル	1	6	2.4	3	3	1	2.8	1.8	-	-	0.5	-	0.9	2	1.8	-	0.9	-	-	-
85パーセンタイル	1	6	3	3	3	1	3.1	1.85	-	-	0.5	-	0.93	2	1.85	-	0.93	-	-	-
90パーセンタイル	1	6.2	3.2	3	4	1	3.4	1.9	-	-	0.5	-	0.95	2	1.9	-	0.95	-	-	-



▲彩度分布

2.古賀市の景観の現状と課題

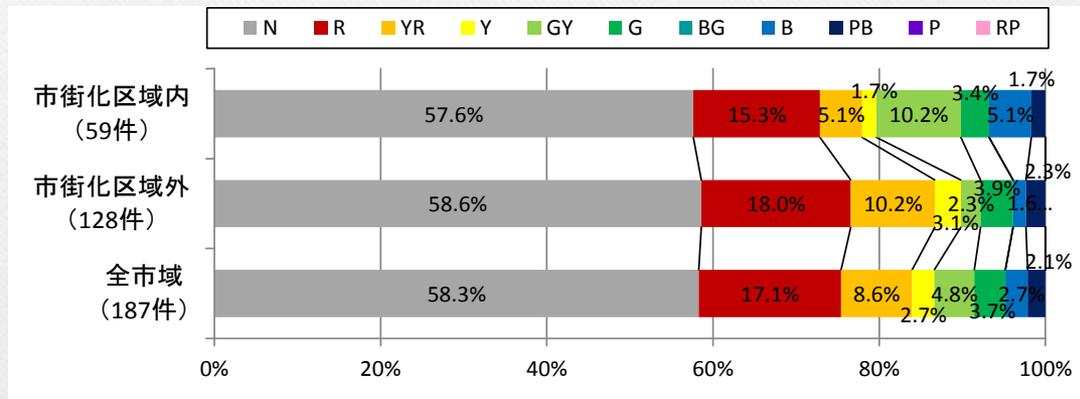
(3) 色彩調査結果の概要

●全市域（屋根色）

- ・無彩色のスレートや瓦を用いた建築物が半数以上を占める。
- ・外壁より彩度が低めだが、一部に鮮やかな屋根色が用いられている建築物もみられる。



▲スレート屋根



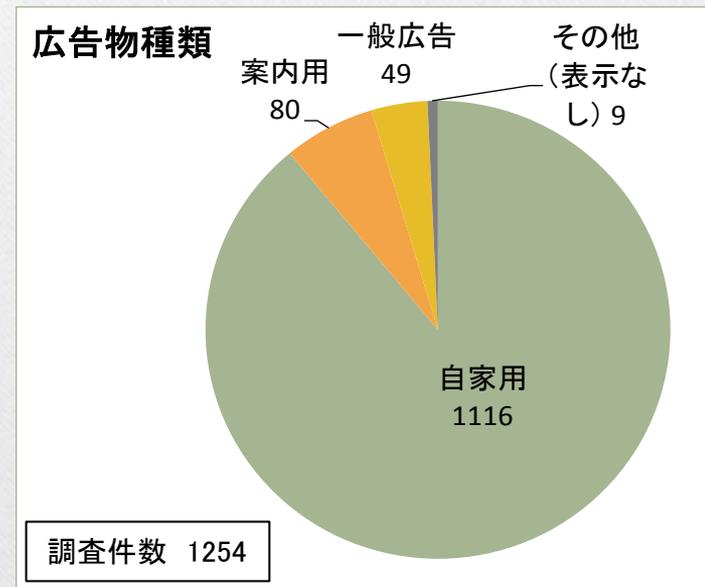
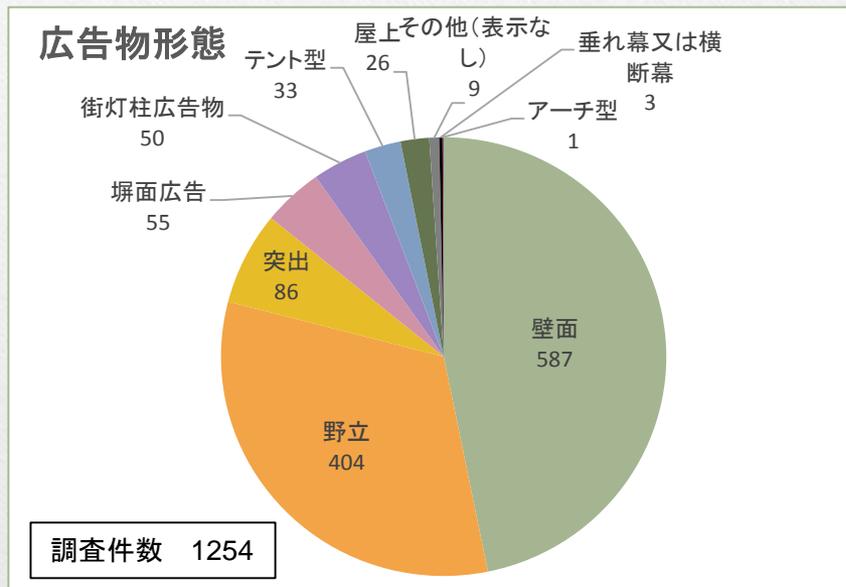
▲色相分布

2.古賀市の景観の現状と課題

(4) 屋外広告物結果の概要

- 全掲出広告物個数：1,254件
- 全掲出広告物面積：3,788.7m²
- 広告物1個当たりの平均面積：3.09m²

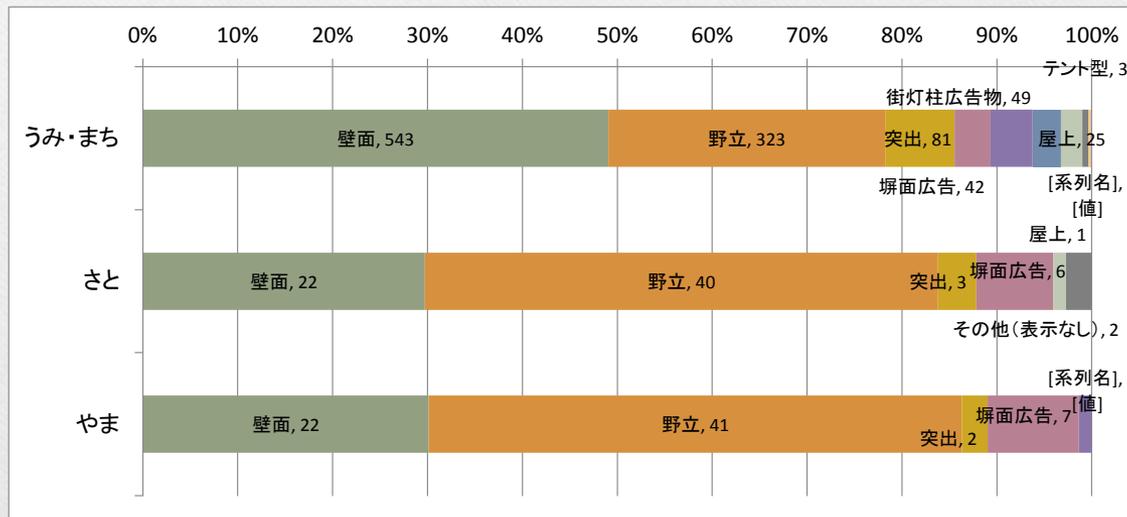
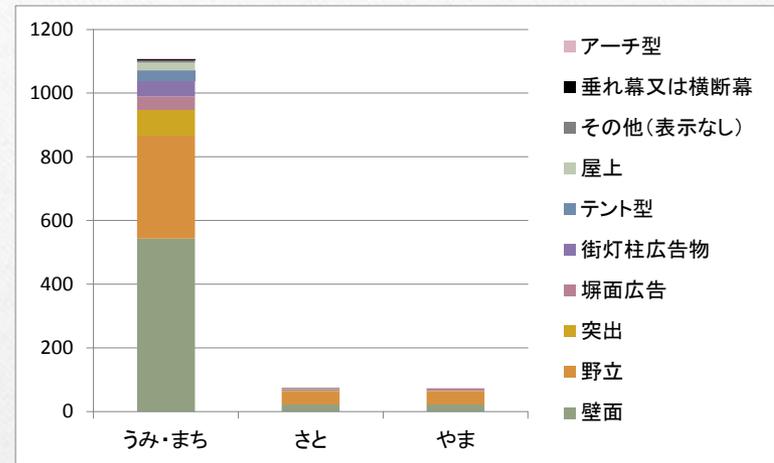
・広告物の形態は壁面および野立の割合が大きく、自家用の広告物が多い。



2.古賀市の景観の現状と課題

(4) 屋外広告物結果の概要

- ・古賀駅周辺や古賀市役所周辺などのうみ・まち周辺では、広告物件数が多い。
- ・さと・やま地域では、うみ・まち地域に比べて野立広告の割合が高い。



▲景観域別の屋外広告物種類

2.古賀市の景観の現状と課題

(5) 景観セミナーでの意見

- 古賀のいい眺めについて、意見を聴取

【海・水辺】

- ・古賀海岸の夕陽
- ・古賀の海岸（夕陽風景時計）
- ・花見海岸
- ・花鶴川河口からの景観

【山・緑】

- ・グリーンパークの花・コスモス
- ・薬王寺水辺公園
- ・五所八幡宮（ムーミンの木）

【歴史】

- 唐津街道・青柳宿
- ・古賀神社

【その他（季節モノなど）】

- ・ホタル
- ・花鶴川・大根川の冬の野鳥
- ・西鉄宮路岳線跡地



2.古賀市の景観の現状と課題

(6) 景観市民会議での意見

(ニューズレター参照)



2.古賀市の景観の現状と課題

(7) 古賀市の景観の課題

主な課題

- ・幹線沿い等に見られる派手な色彩の建築物・広告物の規制・誘導
- ・歴史・文化的資源の保全
- ・古賀駅周辺等の「まちの顔」づくりの推進
- ・海・山・里の豊かな自然と調和した、緑豊かな住環境の保全
- ・市の背景となる山林景観の保全
- ・河川周辺の親水空間の創出
- ・海岸線へのアクセス性の向上

等

2.古賀市の景観の現状と課題

(7) 古賀市の景観の課題

● 幹線沿い等に見られる派手な色彩の建築物・広告物の規制・誘導

- ・国道3号・国道495号沿いに派手な色彩の大型商業施設や屋外広告物が多く見られる。商店街や住宅地においても派手な色彩の建物や広告物が見られ、景観阻害要素となっている。
- ・特に主要交差点部では大型の屋外広告物が多い。

● 歴史・文化的資源の保全

- ・青柳宿西構口付近に、宿場町の風情を損なう大型の太陽光発電が立地し、昔ながらの建物は減少している。
- ・青柳宿をはじめとした歴史・文化的景観資源が徐々に失われつつある。



2.古賀市の景観の現状と課題

(7) 古賀市の景観の課題

●古賀駅周辺等の「まちの顔」づくりの推進

- ・ J R 古賀駅の新町商店街は営業している店舗が少なく、街のにぎわいが失われつつあり、派手な塗装の店舗もみられる。
- ・ J R 千鳥駅は通勤・通学利用が多く、緑が少なく殺風景な印象を受ける。花、見栗原線沿道は街路樹が少ないため、潤いが感じられない。
- ・ J R 古賀駅周辺地区や J R 千鳥駅周辺地区、花見栗原線沿道などの「まちの顔」となるエリアの景観整備が充分とは言えない状況である。

●海・山・里の豊かな自然と調和した、緑豊かな住環境の保全

- ・ 景観セミナーや市民会議では、古賀海岸や興山園、米多比の山並みや田園風景などが「自慢したい景観」として挙げられており、引き続き、これらの豊かな自然を保全するとともに、自然と調和した住環境の形成を図る必要がある。



2.古賀市の景観の現状と課題

(7) 古賀市の景観の課題

●市の背景となる山林景観の保全

- ・東部で大規模な採石業が営まれており、山腹の森林が失われている。
- ・市民の憩いの場である古賀グリーンパークや、歴史資源である青柳宿と周辺道路から石切場が見えるため、採石による山林景観の喪失が課題である。

●河川周辺の親水空間の創出

- ・河口部では護岸や公園が整備されているが、河川に近づける構造とはなっていない。
- ・河川流域では清滝や薬王寺に清流や桜並木など、良好な河川環境が維持されているが、三面側溝が多く、水辺に近づける場所が少ない。

●海岸線へのアクセス性の向上

- ・海岸へのアクセスが限定され、松林と海辺の景観が十分に活かされていない状況である。



2.古賀市の景観の現状と課題

(8) 景観関連計画等の整理

計画	計画名称	景観計画との関係性
①総合計画	第4次古賀市総合振興計画 2012-2021 (平成24年6月)	景観計画の上位計画。 政策別基本計画や各目標別の基本構想に記載されている景観まちづくりに関する事項等について、方針や施策検討の際の参考とする。
②都市計画マスタープラン	古賀市都市計画 マスタープラン 2009-2030 (平成21年4月)	景観計画の上位計画。 将来都市構造や各部門別(土地利用、景観形成、自然環境・公園・緑地など)の方針・施策等について、目標像、方針、ゾーニング、施策等検討の際の参考とする。
③景観基本計画	美しいまちづくりプラン (景観基本計画) (平成23年10月)	景観計画のベースとなる計画。 特に、目標像、方針、ゾーニング、施策等検討の際の参考とする。
④環境基本計画	第2次古賀市環境基本計画 2014~2023 (平成26年3月)	景観計画の関連計画。 環境分野の内、都市環境(まちなみ景観、歴史、文化など)に関する事項について、目標像、方針、ゾーニング、施策等検討の際の参考とする。
⑤都市再生整備計画	都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金)	景観計画の関連計画。 古賀市内、鹿部地区・古賀市中央地区・古賀市地区の3地区における都市再生整備計画が作成されている。これらの整備方針や事業等について、重点地区検討の際の参考とする。
⑥農業振興地域整備計画	古賀市農業振興地域整備 計画書(平成26年8月)	景観計画の関連計画。 農用地利用計画に基づき、小野地区・青柳地区・古賀地区での農用地整備計画等を踏まえて、ゾーニングや基準等との整合を図る。

3. 景観計画の策定方針について

3. 景観計画の策定方針について

(1) 景観計画策定方針の設定

1) 景観形成推進の方向性

① **生活者・来訪者の視点**に立った効果的な景観づくり

- ・風景のパッケージ化による古賀ブランドの創出（フットパスや歴史・文化等）
- ・“眺め”による文脈づくり

② 古賀の眺め・オリジナルブランドをアピールする上で、歴史・文化に加えたプラスα、それを支える**社会システムの維持**、効果的な**PR戦略**

- ・『生活感』という視点での景観の価値付け・育成
- ・ダイナミックな景観構造という視点での景観の価値付け
- ・持続可能な集落の実現、定住促進のための戦略

③ **新しくできる場所、埋もれた資源を丁寧に拾い上げ、価値付けし、方向付ける**

- ・今後の方向性が見えない場所の方向性の明確化
- ・日常の生活景観や、埋もれた歴史・文化的景観を丁寧に拾い上げ、価値付けし、これらに焦点を当てつつ育てていくことが重要

3. 景観計画の策定方針について

(1) 景観計画策定方針の設定

1) 景観形成推進の方向性

④ **市民や有識者を交えた策定プロセス**

- ・公募した市民による「古賀市景観市民会議」を開催し、市民目線での景観まちづくりに関する事項を検討
- ・「古賀市景観計画策定委員会」を開催し、「古賀市景観市民会議」等での市民意向を反映した景観計画及び景観条例の具体的内容について審議
- ・景観まちづくり関連施策や重要な眺め、フットパス等の古賀市の景観づくりの核となる要素を景観計画及び景観条例に反映

3.景観計画の策定方針について

(1) 景観計画策定方針の設定

2) 基本的な考え方

- 今回策定する景観基本計画と過年度に策定されている古賀市景観基本計画（美しいまちづくりプラン）との内容の整合を図り、**計画の一本化を図る**。
- 古賀市緑のまちづくりの会やぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）等による、既存のまちづくり活動や景観関連施策との連携を考慮した、**景観まちづくりにつながる実効性の高い景観計画**とする。
- 暮らしのインフラとしての**パブリックフットパス**や**自転車ネットワーク**の育成に焦点を当てた計画、景観関連施策等の設定とする。
- 古から脈々と続く地域の生活の営みから創出された**文化的景観**について、古賀らしさを醸成する重要な景観として価値付けし、計画や景観関連施策等に反映する。
- 各種文化財や保存樹などの、**文化財行政との連携**を図る。
- 今後景観が変化する可能性が高い地区、及び松林や砂浜等の市を代表する美しい海浜景観等については、将来的に**重点的な保全・育成を見据えつつ検討**を行う。
（唐津街道青柳宿や薬王寺温泉等の古賀市を代表する固有景観、古賀駅周辺等）

3. 景観計画の策定方針について

(1) 景観計画策定方針の設定

3) 景観計画、景観条例、景観ガイドラインの関係

行為の制限などを規定した
良好な景観形成の実践のための
景観づくりのマスタープラン

景観法

景観計画

法定事項

- 必須事項
 - ・景観計画の区域
 - ・良好な景観形成に関する方針
 - ・良好な景観形成のための行為の制限 (届出対象行為)
 - ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

任意事項

- ・景観重要公共施設の整備に関する事項等
- ・屋外広告物にかかる行為の制限に関する事項
- ・その他 (計画の運用体制等)

景観法の任意委任事項

- ・景観計画を定める手続き
- ・届出対象行為の追加
- ・届出行為の適用除外
- ・特定届出対象行為の指定
- ・景観重要建造物の管理基準
- ・景観重要樹木の管理基準
- ・景観づくり団体の認定
- ・変更命令等の対象行為

景観条例

計画の規制を追加又は緩和するとともに、計画の実効性を担保するための条例

その他の任意事項

- ・目的
- ・市民、事業者、行政の責務
- ・景観アドバイザー
- ・市民等の活動に対する助成
- ・表彰
- ・勧告
- ・公表
- ・景観審議会 など

屋外広告物法

屋外広告物条例

法定事項

- ・禁止地域、許可地域等の設定
- ・広告物の形状、面積、色彩、意匠等に関する基準の設定
- ※罰則を設けることが可能

景観ガイドライン

- ・行為の制限をブレイクダウンした模式図
- ・イメージ図
- ・良好な景観の事例写真 など

模式図・イメージ図・事例写真など、実際の運用に当たっての手続きとして、景観計画を補完し実効性をもたせるもの

計画に記載された基本的事項に実効性を持たせるための条例

3.景観計画の策定方針について

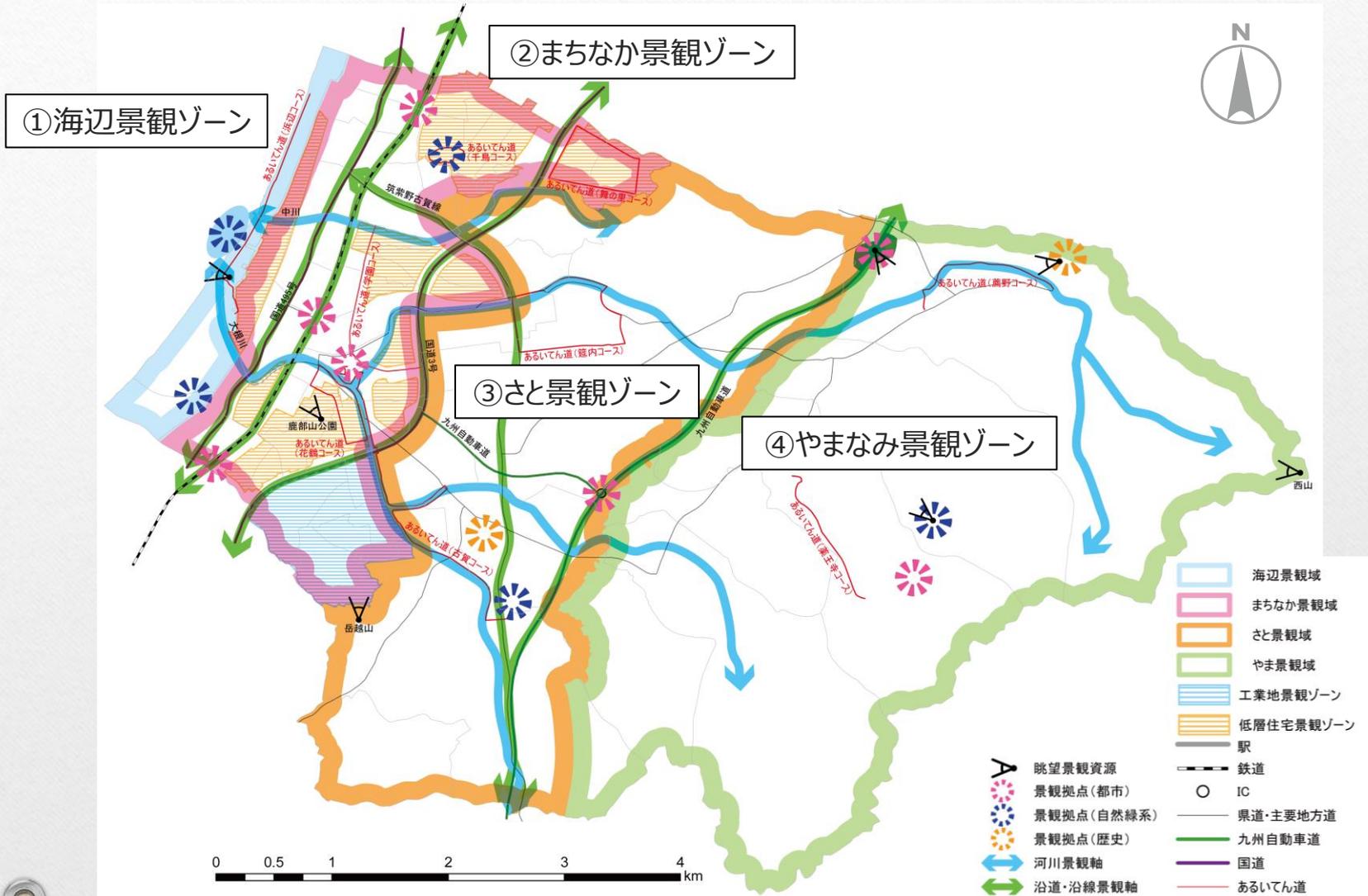
(2) 景観計画区域の設定 [景観法第8条第2項第1号]

- 既存計画の将来都市構造を基にした市域のゾーニングと照合し、ゾーン区分を設定する。

▼景観ゾーンイメージ

景観ゾーン	概要	主な要素
①海辺景観ゾーン	玄海国定公園を中心とした、市街化区域外の玄界灘沿岸地域。	松林、海岸
②まちなか景観ゾーン	古賀駅周辺の周辺市街地を中心とした市街化区域。	中心市街地、幹線道路沿線、戸建住宅地、工業地
③さと景観ゾーン	市中央部、九州自動車道東部の田園地帯を中心とした、市街化調整区域。	田園、集落地
④やまなみ景観ゾーン	市東部の山間部を中心とした準都市計画区域。	山林、集落地

3. 景観計画の策定方針について

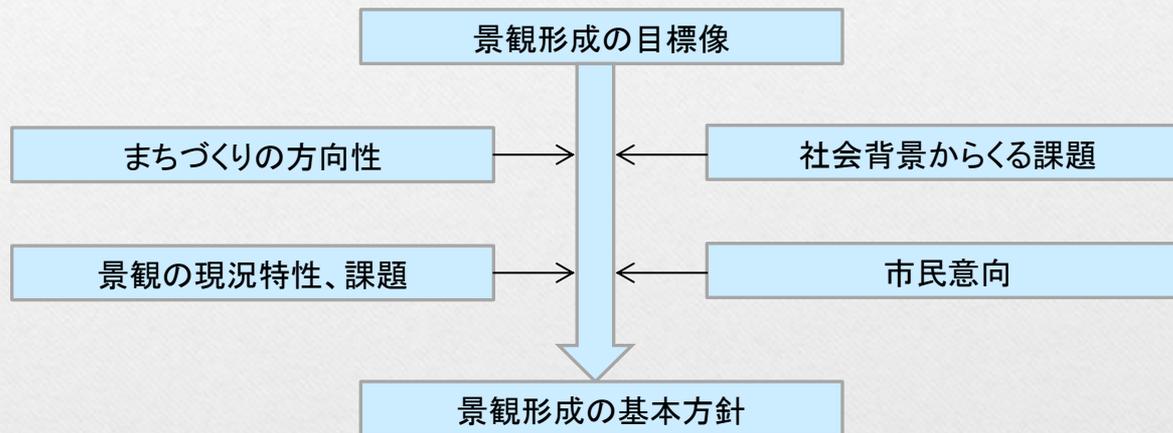


▲ 景観ゾーンのイメージ図

3. 景観計画の策定方針について

(3) 景観形成方針の検討 [景観法第8条第3項]

- 古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）や、現地調査結果、市民アンケート結果を踏まえつつ、景観類型ごとの景観特性、上位・関連計画に見るまちづくりの方向性等を基に、古賀市の景観の目指すべき将来像とそれを実現するための景観づくりの方向性を検討する。



▲ 景観形成の基本方針の検討フロー

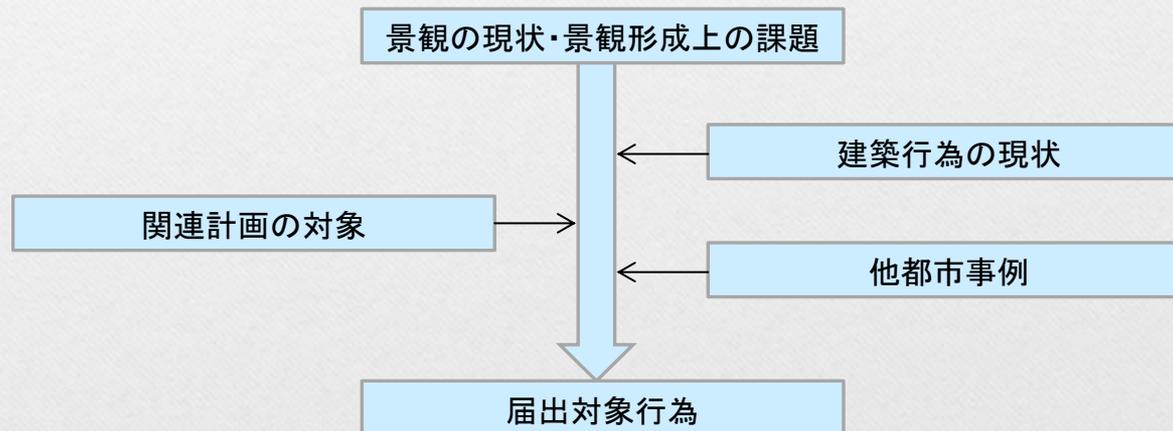
3.景観計画の策定方針について

(4) 届出対象行為・規模及び景観形成基準の設定

[景観法第8条第2項第2号]

1) 届出対象行為の検討

- 景観形成に大きな影響を与える建築物や工作物を適切に誘導し、周辺の景観と調和し、かつ個性豊かで魅力ある景観形成を図るために有効な届出対象行為を設定する。
- 景観形成上の課題を踏まえて、建築行為等の現状から見た運用面を考慮し、関連計画や他都市事例を参考にしつつ、全市の良好な景観形成に効果的、効率的な届出対象行為を検討する。



▲届出対象行為の検討フロー

3.景観計画の策定方針について

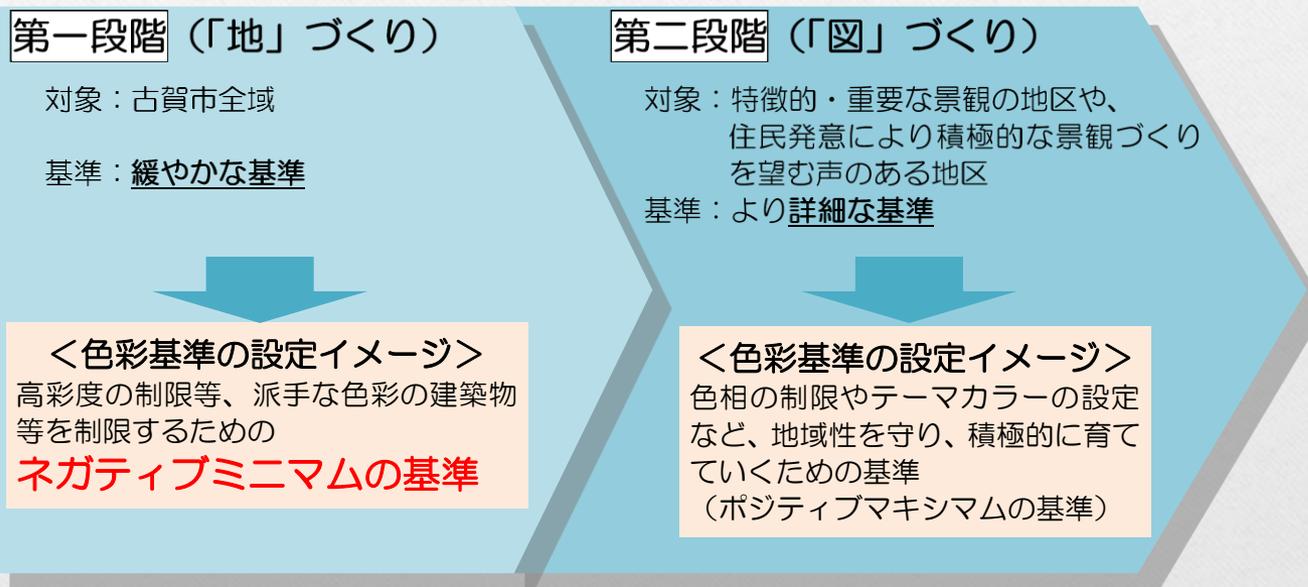
(4) 届出対象行為・規模及び景観形成基準の設定

2) 色彩に関する調査、検討

[景観法第8条第2項第2号]

(色彩基準設定の基本的考え方)

- 計画策定の際には、第一段階にあたる全市景観の「地」づくりとともに、景観重点地区については、第二段階の「図」づくりを意識しつつ、基準値等の検討を進める。
- 色彩基準についても、景観計画の目的に合ったレベルの基準を、地域ごとの色彩の傾向等を踏まえつつ段階的に検討する。



▲色彩基準の段階的設定イメージ

參考資料

各種会議の概要

- (1) 景観セミナー
- (2) 第1回古賀市景観市民会議
- (3) 第2回古賀市景観市民会議

【参考資料】各種会議の概要

(1) 景観セミナー

- 目的：古賀市の景観に興味を持ってもらう
- 参加者：計27名
- 形式：ワークショップ+講演
- 古賀市の魅力ある景観資源を書き出して共有



▲セミナーの様子

こが



景観



まちづくり セミナー



ひたか けいいちろう
講師 日高 圭一郎 先生

- 九州産業大学 工学部建築学科 教授 (景観研究センター研究員)
- 専門分野は 都市・建築計画
- 古賀市においては、古賀市景観基本計画策定委員会委員長、古賀市都市計画審議会会長などを務め、宗像市景観審議会会長など、近隣自治体においても幅広い実績を持つ。

2017年
2月12日(日)
10:00～12:00 (受付9:30～)
場所：リーバスプラザこが 交流館
2F 多目的ホール

内 容：①参加者全員で古賀の景観について自由に話し合うワークショップ
②日高 圭一郎先生(九州産業大学教授)による講演

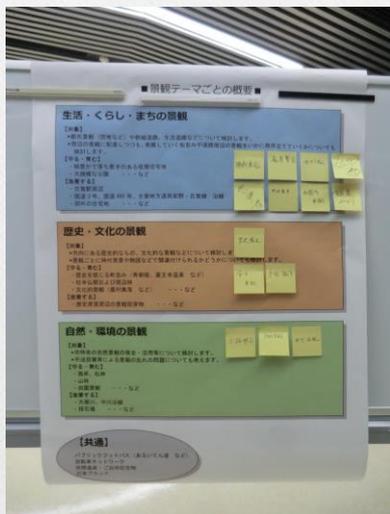
参加申込：電話もしくは電子メールで ①氏名 ②電話番号をお知らせ下さい
申込締切：2017年2月3日(金) 定員：60名
連絡先：古賀市役所 建設産業部 都市計画課
電 話：(092)942-1268 メール：tochisei@city.koga.fukuoka.jp

参加費
無料

【参考資料】各種会議の概要

(2) 第1回古賀市景観市民会議

- 目的：生活者の視点から見た古賀の重要な景観とそのあり方について市民の皆様と考え、その後の景観まちづくり推進の参考とする。
- テーマ：暮らしの中の“お宝景観”をあぶりだそう
- 参加者：計14名
- 形式：ワークショップ（くらしまち班、歴史・文化班、自然班の3班にて実施）



▲ 第1回会議の様子

【参考資料】各種会議の概要

(3) 第2回古賀市景観市民会議

- テーマ：“お宝景観”を探しに出かけよう！
- 参加者：11名（市民）+11名（学生）=計22名
- 形式：まちあるき+ワークショップ
（くらしまち班、歴史・文化班、自然班の3班にて実施）



▲ 第2回会議の様子

景観基礎調査について

- (1) 市民アンケートの実施
- (2) 色彩調査の実施
- (3) 屋外広告物調査の実施

【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

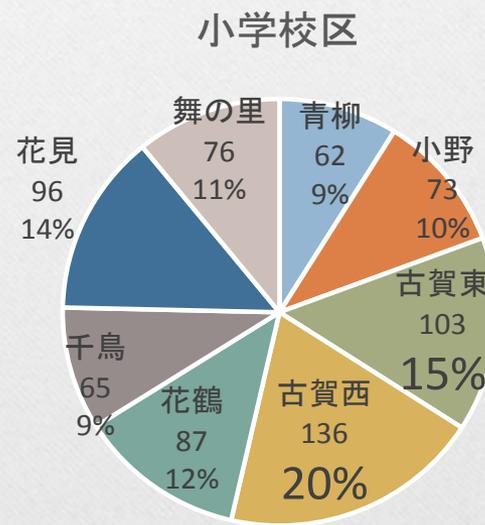
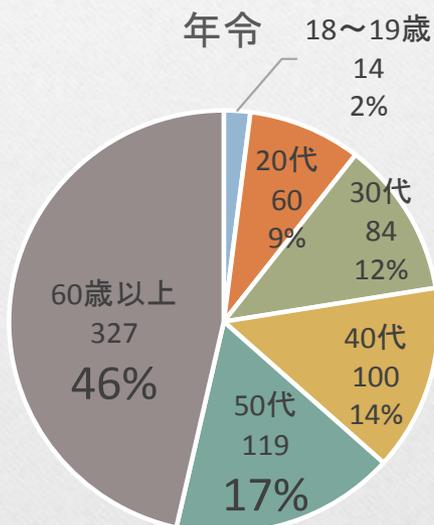
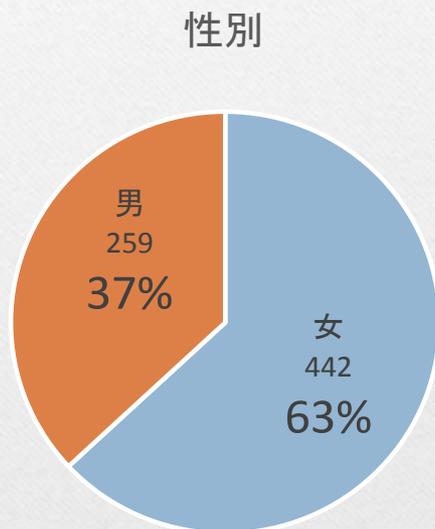
- 目的：景観計画の策定に先立ち、景観および屋外広告物に関する市民意識を把握する。
- 対象者：18歳以上の市民2000人(住民基本台帳から無作為抽出)
- 調査方法：郵送による配布
- 実施期間：平成28年11月3日～25日
(結果反映分については1月末日まで)
- 回答者数：712票 (有効回答者数701票)
- 回収率：36% (712票/2,000票)

【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 回答者について

- ・性別については、女性が63%、男性が37%を占める。
- ・年齢は60歳以上の高齢者が最も多く、次いで50代が多い。
- ・小学校区はほとどの地区もまんべんなく回答していただいている。

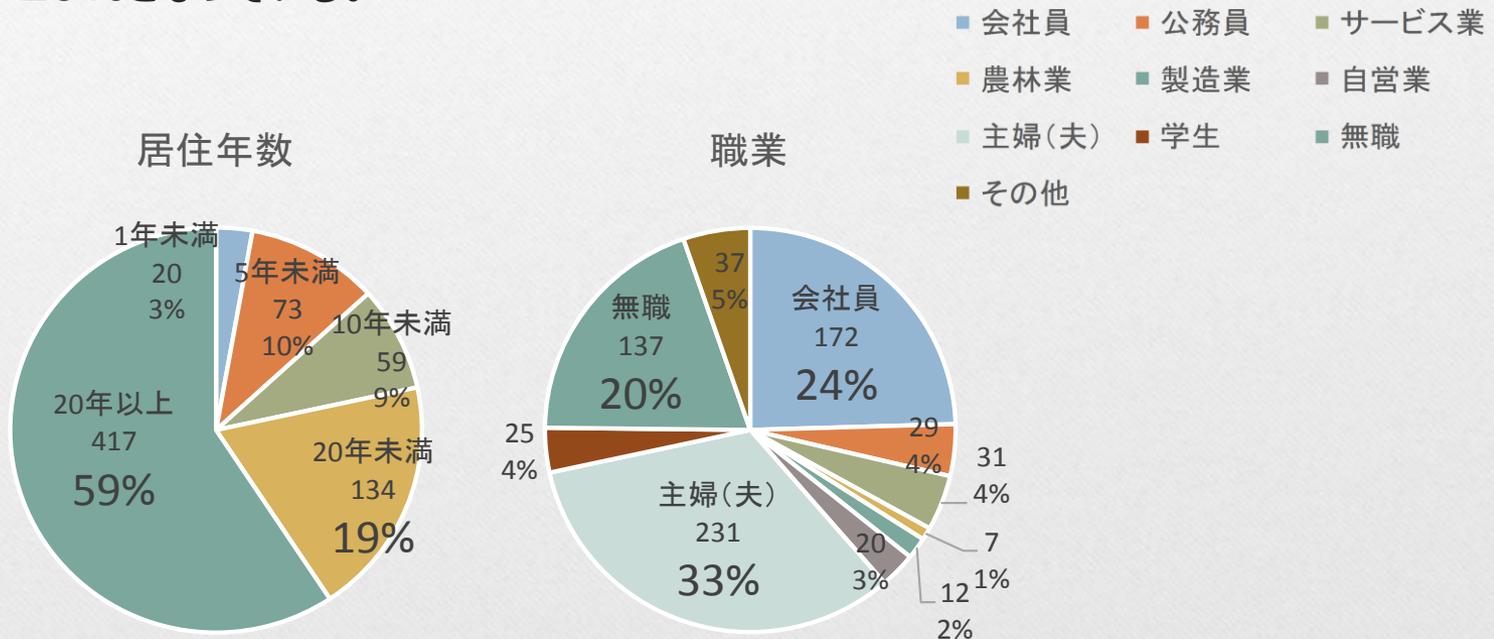


【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 回答者について

- ・居住年数は、20年以上の方が59%と最も多く、次いで20年未満が19%と多い。
- ・職業は、主婦（夫）の方が33%、次いで会社員が24%、無職の方が20%となっている。



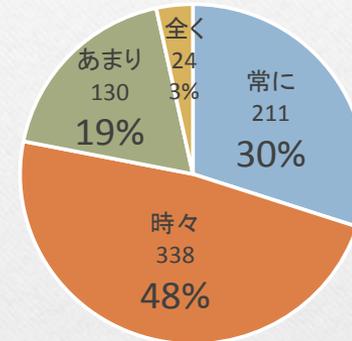
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 景観について

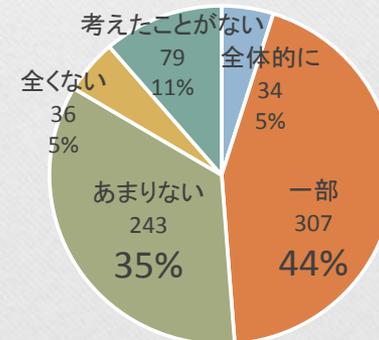
問1：まちなみや自然の景観が気になるか

・時々との回答が48%と最も多く、常に興味があるとの合計では78%となる。



問2：全体的な古賀の景観についてどう思うか

・一部自慢できる景観があるとの回答が44%と最も多いが、あまり自慢できる景観がないとの意見も35%と同程度ある。



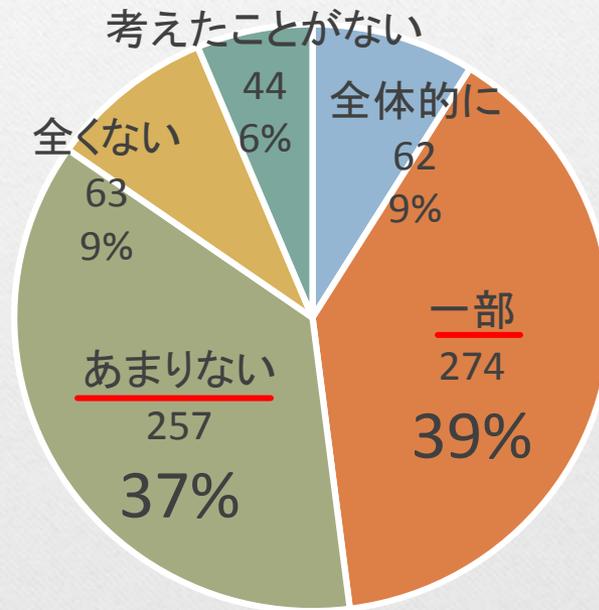
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●景観について

問3：自分の地域の景観についてどう思うか

- ・一部自慢できる景観があるとの回答が39%と最も多いが、あまり自慢できる景観がないとの意見も37%と同程度あり、全体の傾向とあまり変わらない。



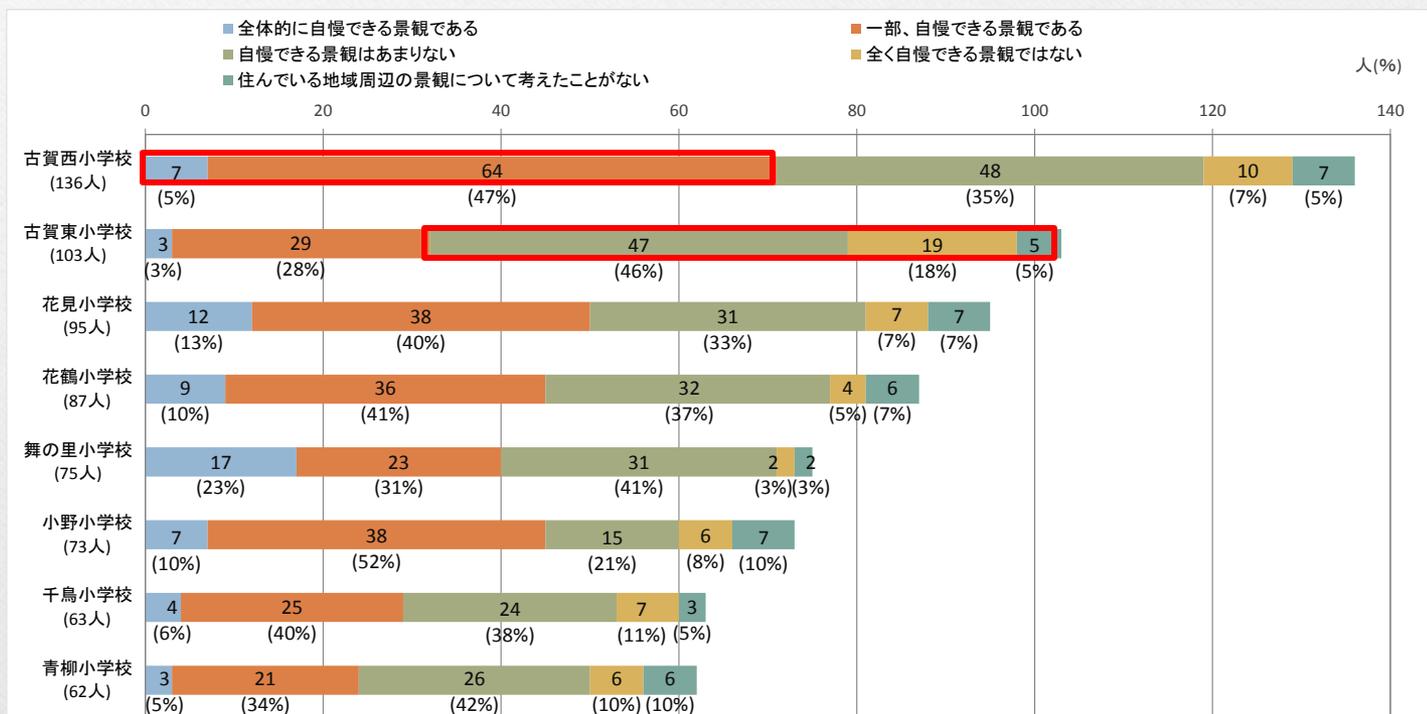
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 景観について

問3：自分の地域の景観についてどう思うか（小学校区別）

- ・自慢できるまたは一部自慢できると回答した人数は古賀西小学校で最も多く、自慢できる景観はあまりないまたは全くないと回答した人数は古賀東小学校で最も多い。



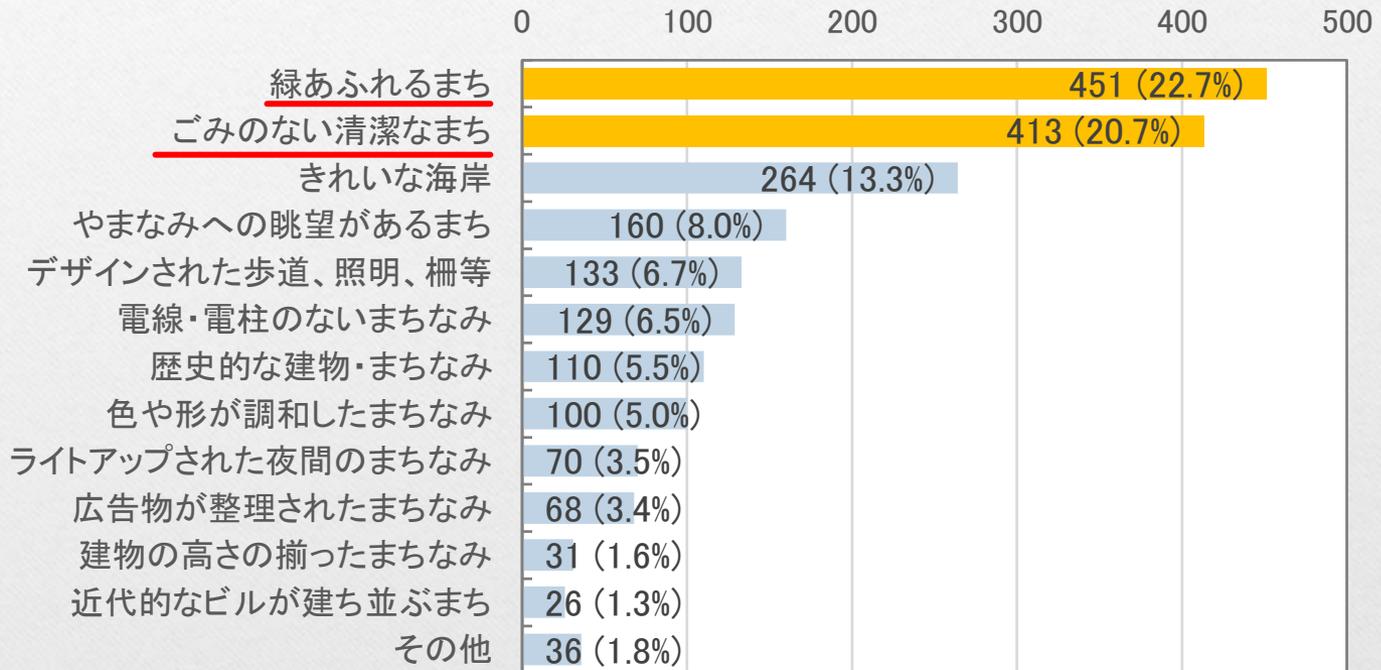
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●景観について

問4：「良い景観」とは

・緑あふれるまちが23%と最も多く、次いでごみのない清潔なまちが21%と多い。



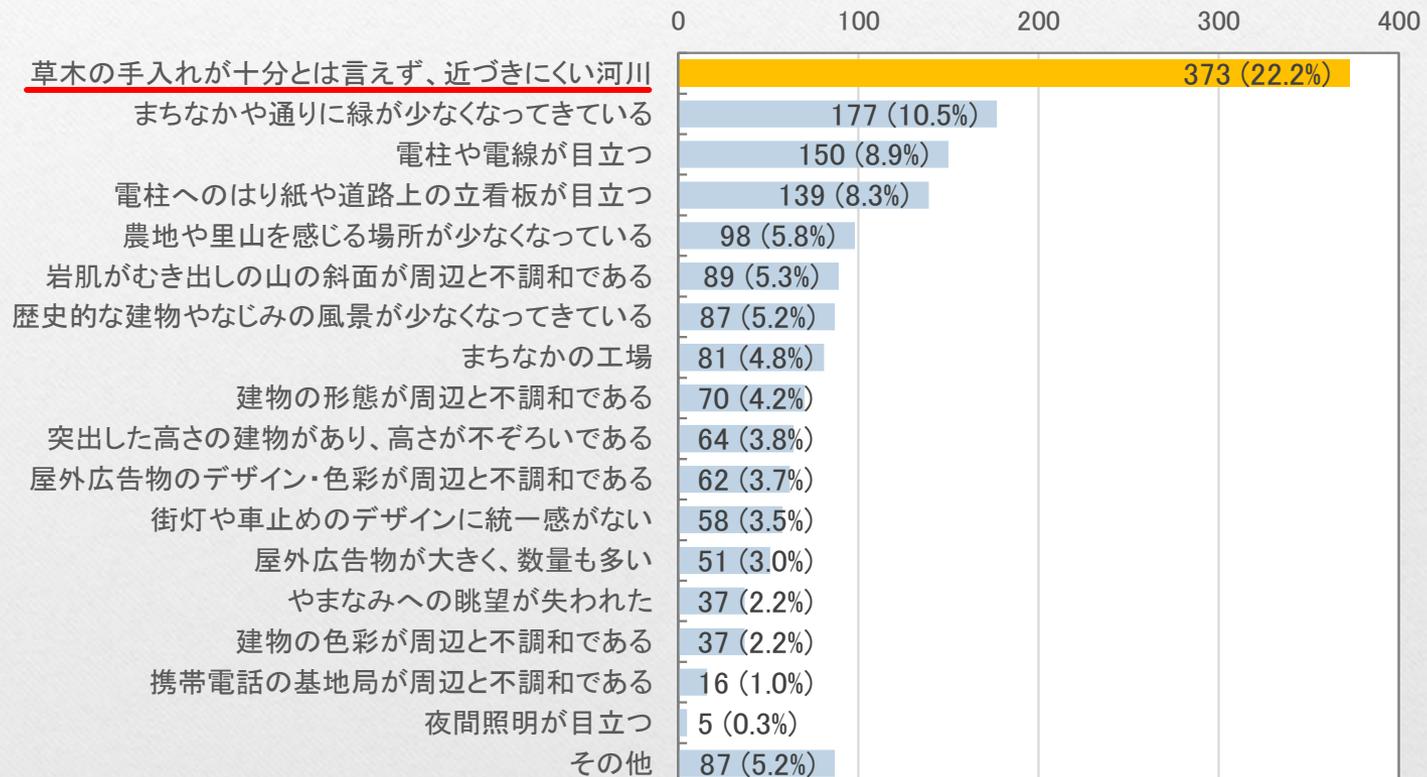
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●景観について

問5：古賀市の「悪い景観」とは

- ・草木の手入れが十分とは言えず近づきにくい河川が22%と最も多い。



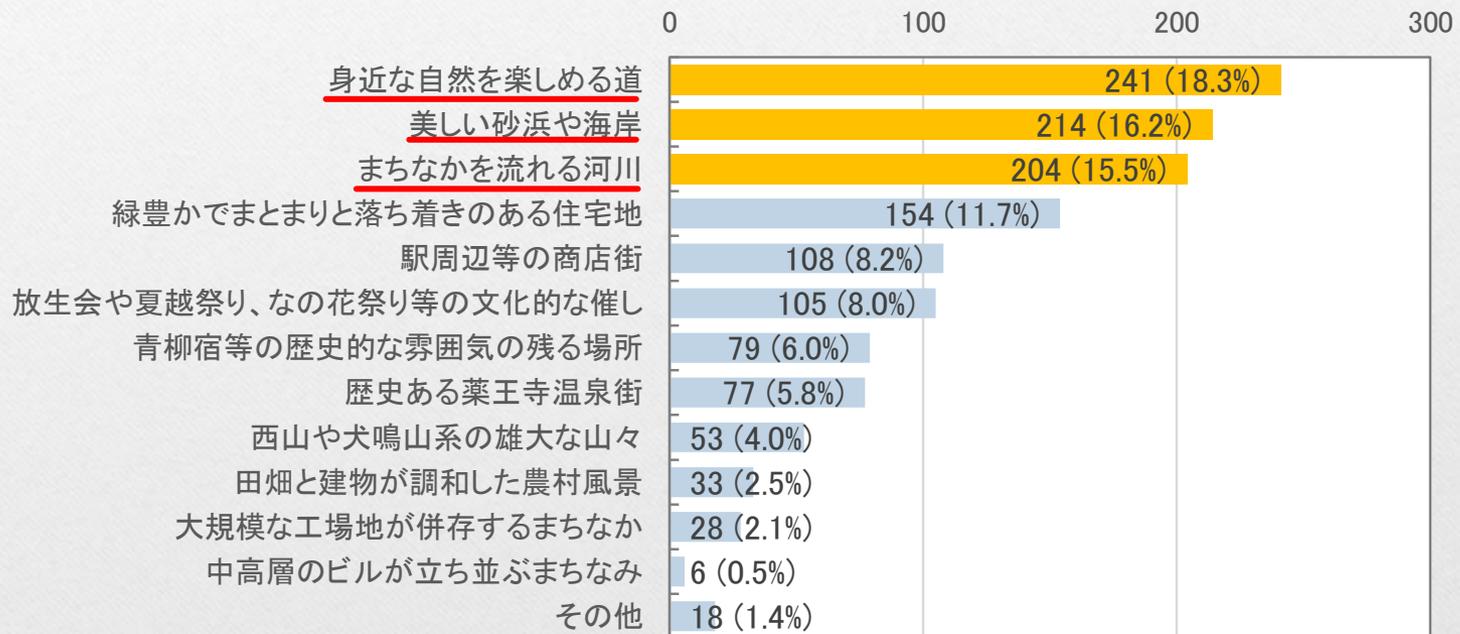
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 景観について

問6：重要であると思う場所

- ・身近な自然を楽しめる道が18%と最も多く、美しい砂浜や海岸やまちなかを流れる河川が重要であるとの意見が多い。



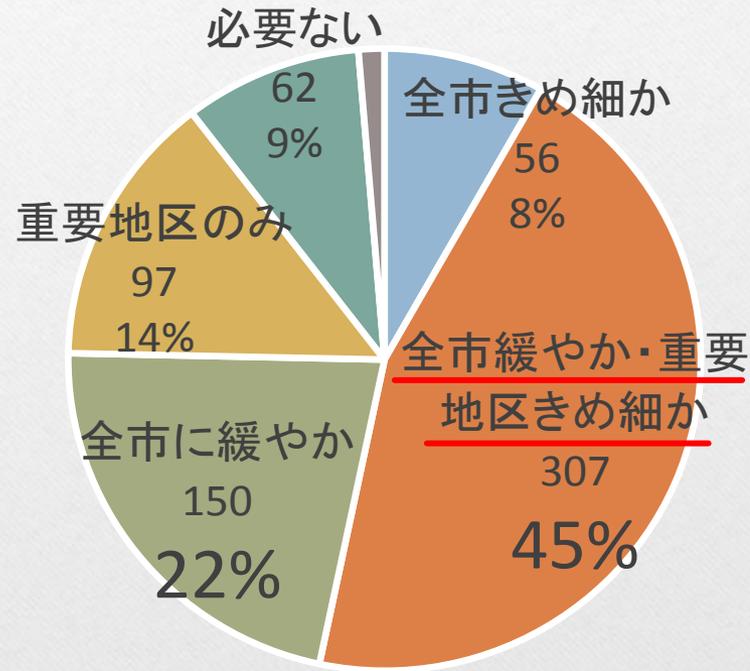
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●ルールづくりについて

問7：まちづくりのルールは必要か

- ・全市には緩やかなルール、重要地区ではきめ細やかなルールの必要性が45%と高い。



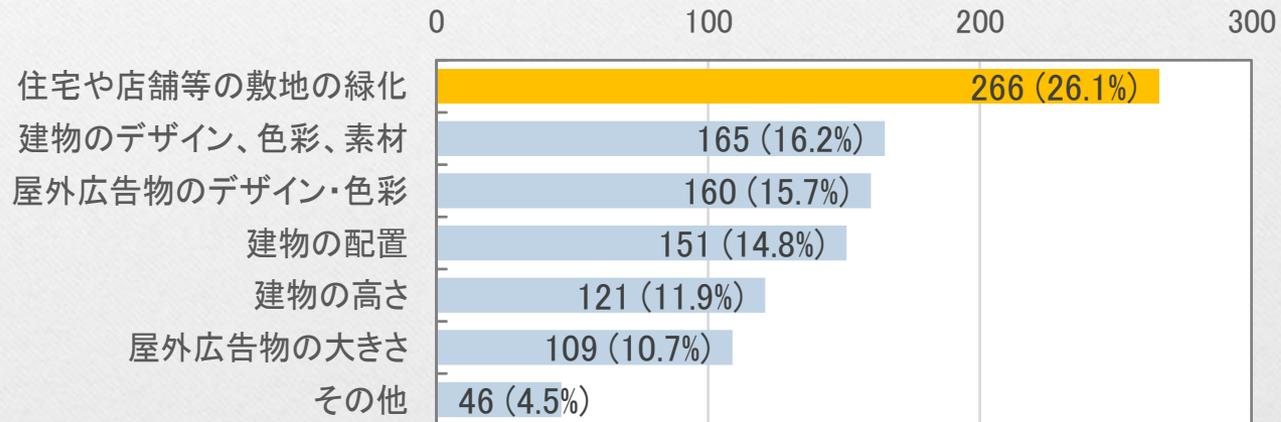
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●ルールづくりについて

問8：必要なルール

- ・必要なルールとしては、住宅や店舗等の敷地の緑化が26%と最も多いが、建物のデザインや色彩、素材や屋外広告物のデザインや色彩にもルールが必要との意見が多い。



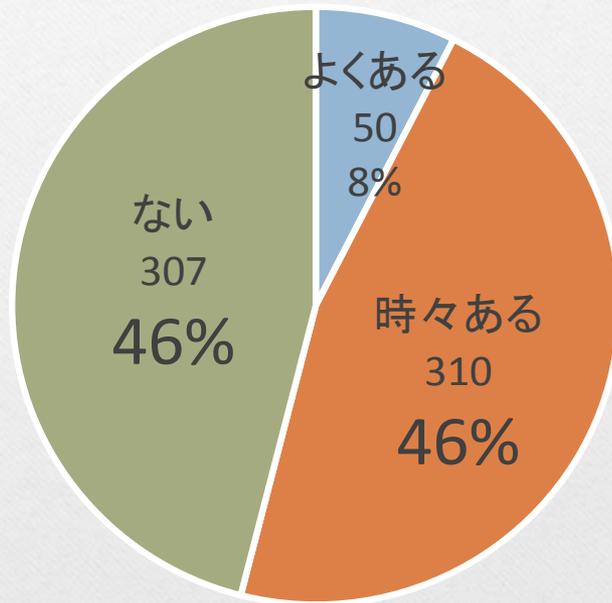
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 色彩について

問9：不快な色彩の有無

- ・不快だと思う色彩が時々あるという意見とないという意見が46%と同数。



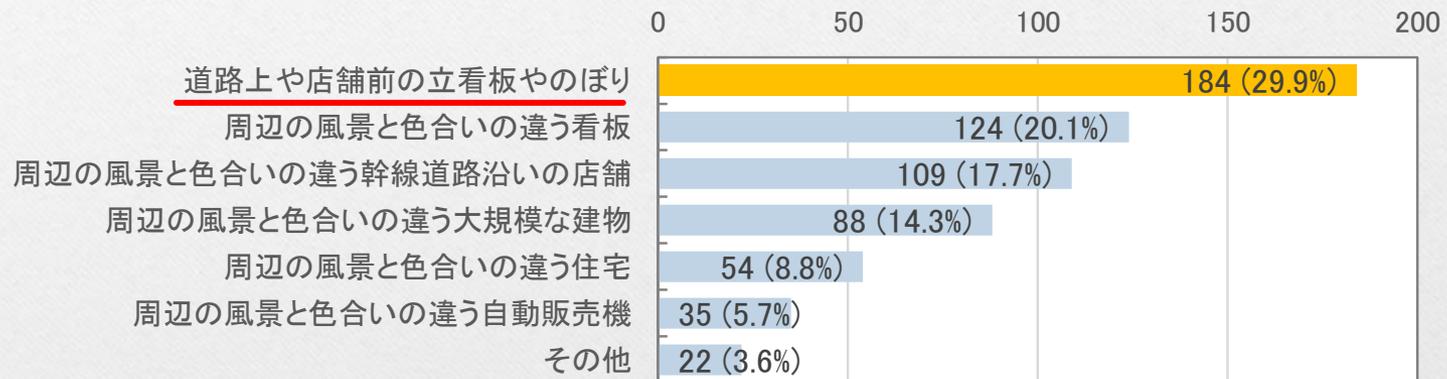
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 色彩について

問10：不快な色彩

- ・道路上や店舗前の立て看板やのぼりが不快な色彩であるとの意見が30%と最も多く、次いで周辺の風景と色合いの違う看板や幹線道路沿いの店舗が多い。



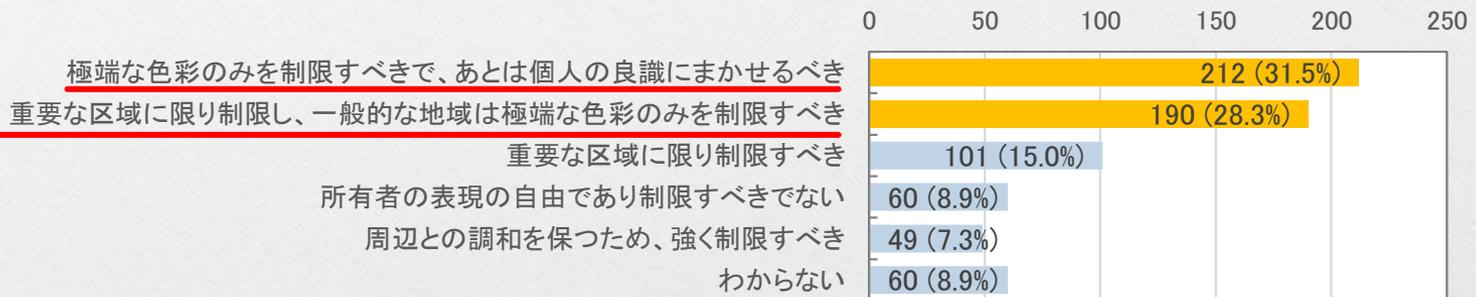
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 色彩について

問11：色彩を制限すべきか

- ・極端な色彩のみを制限すべきで、あとは個人の良識にまかせるべきとの意見が32%と最も多く、次いで重要な区域に限り制限し、一般的な地域は極端な色彩のみを制限すべきとの意見が多い。



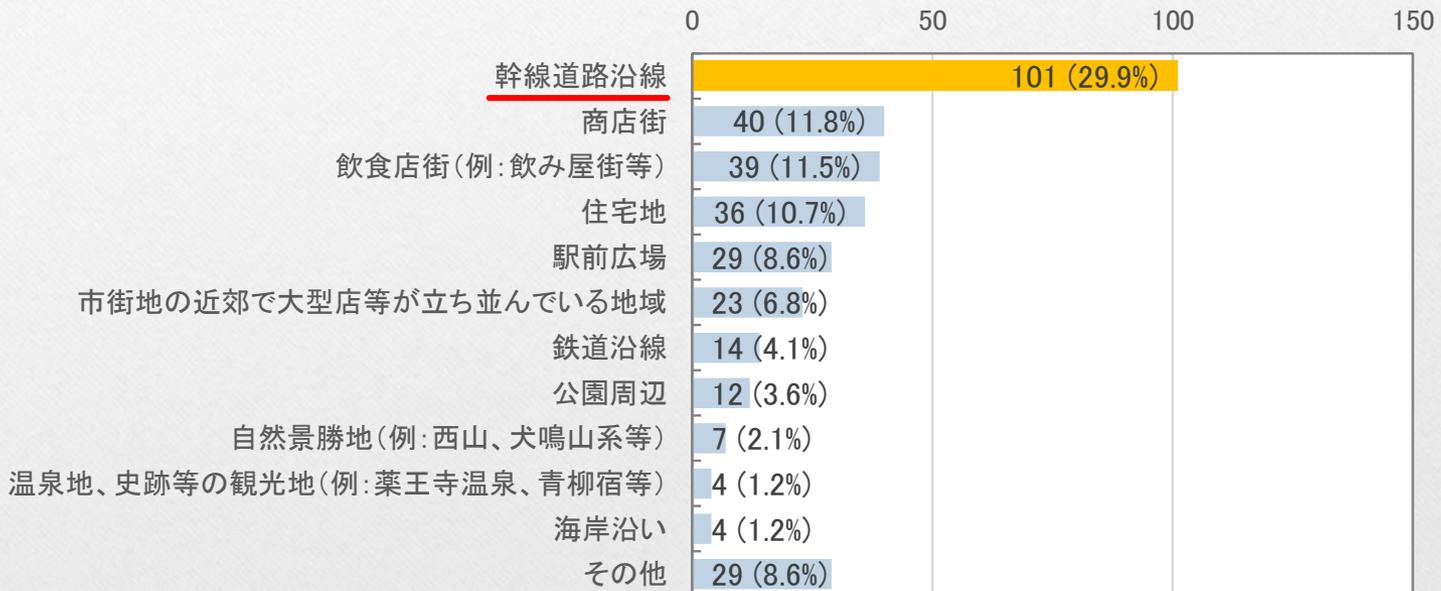
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●色彩について

問12：色彩を制限すべき場所

- ・幹線道路沿線の色彩を制限すべきとの意見が30%と最も多い。



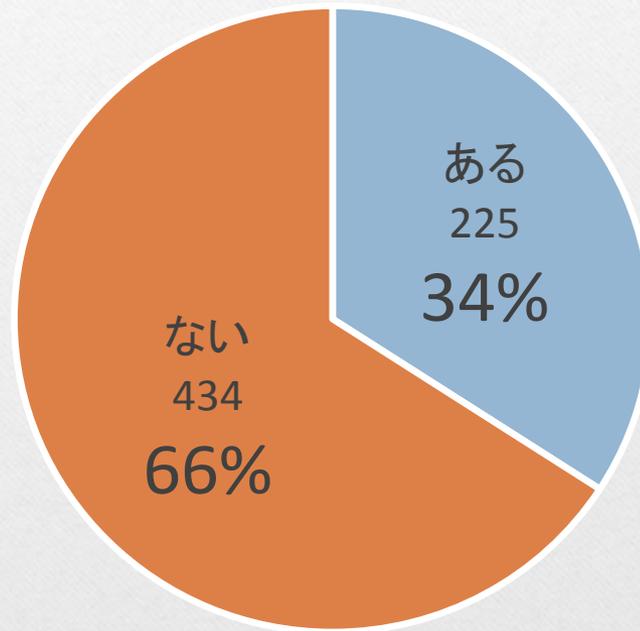
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●屋外広告物について

問13：不快な屋外広告物の有無

- ・不快に思う屋外広告物があるとの意見が34%、ないとの意見が66%を占める。



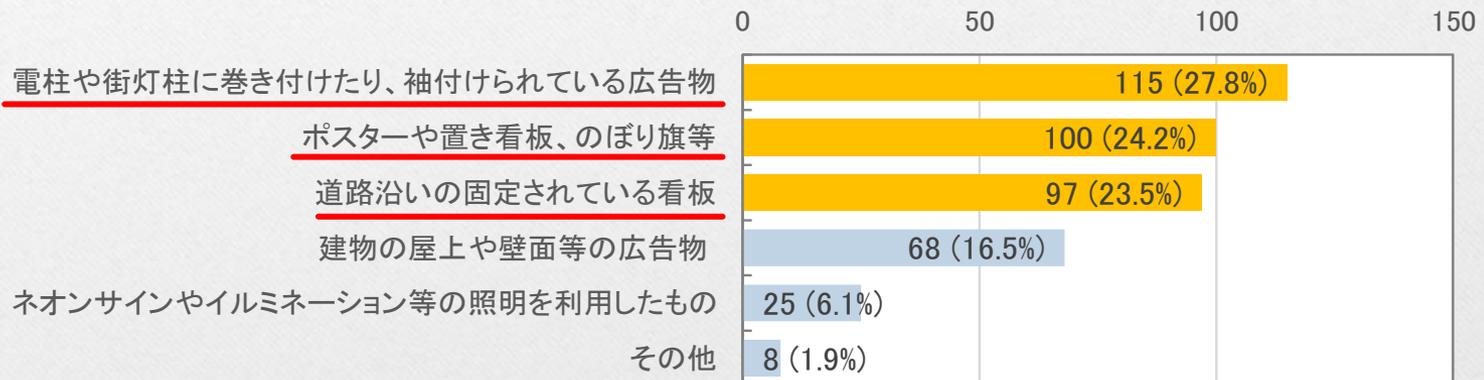
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●屋外広告物について

問14：不快な屋外広告物の種類

- ・電柱や街灯柱への広告物が28%と最も多く、次いでポスターや置き看板・のぼり旗や道路沿いに固定されている看板等が多い。



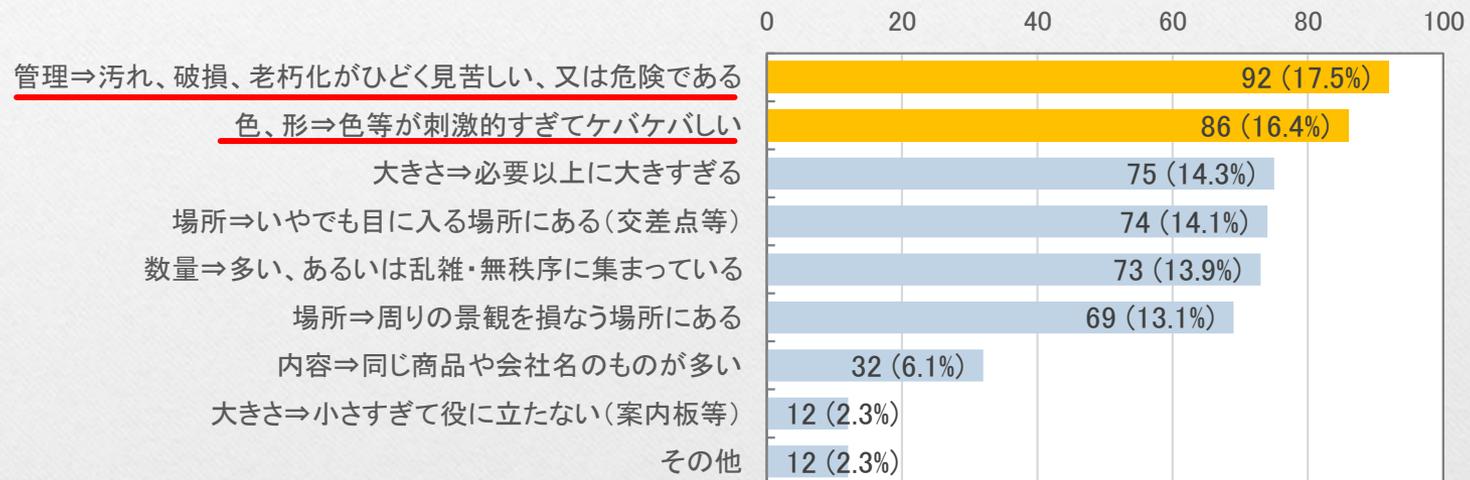
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●屋外広告物について

問15：不快な理由

- ・管理の不行き届きや色形の派手さなどが不快に思う理由として最も多い。



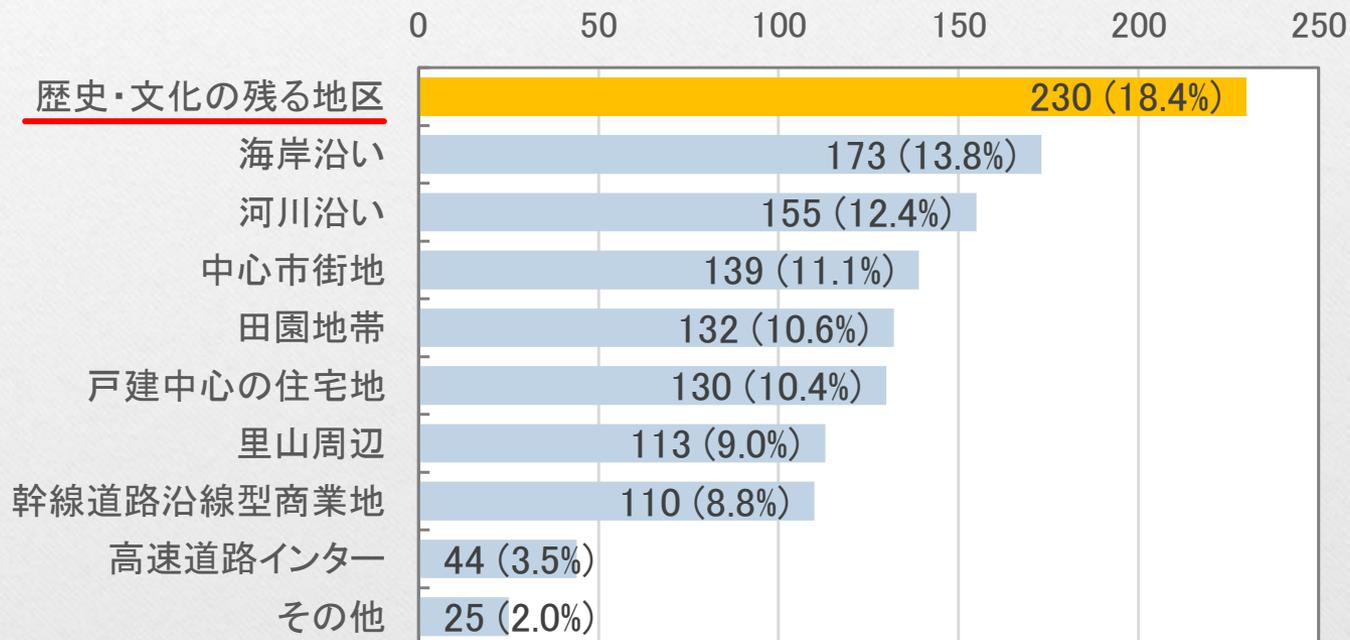
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

●屋外広告物について

問16：広告物の規制場所

- ・規制場所としては、特に歴史・文化の残る地区が18%と多いが、その他の場所についても同数程度規制を望む意見がある。



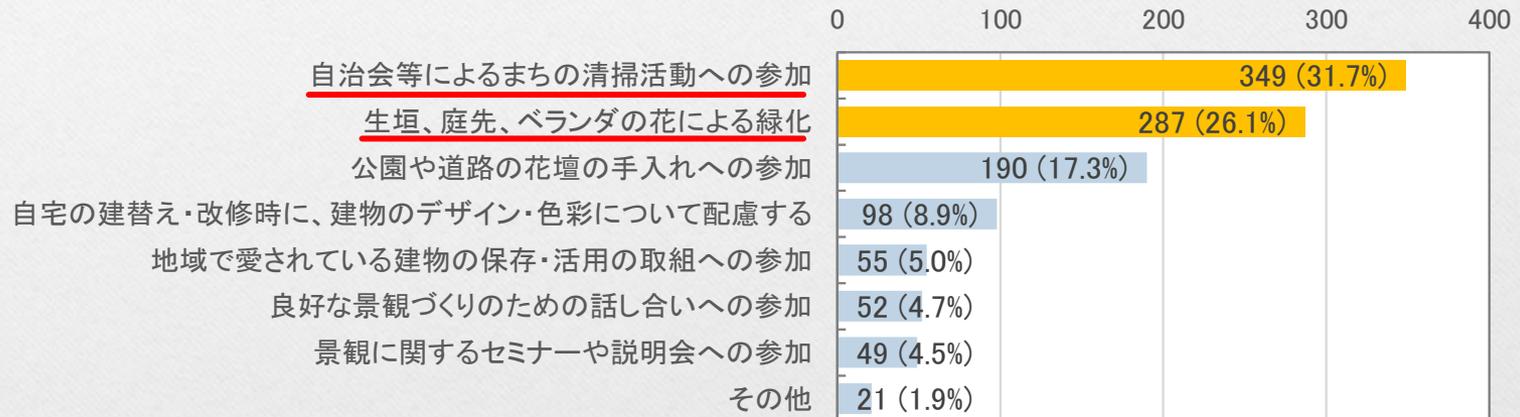
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 市民ができること

問17：景観のための取組み

- ・景観のために出来る取組としては、自治会等によるまちの清掃活動への参加や生垣・庭先・ベランダの緑化が多い。



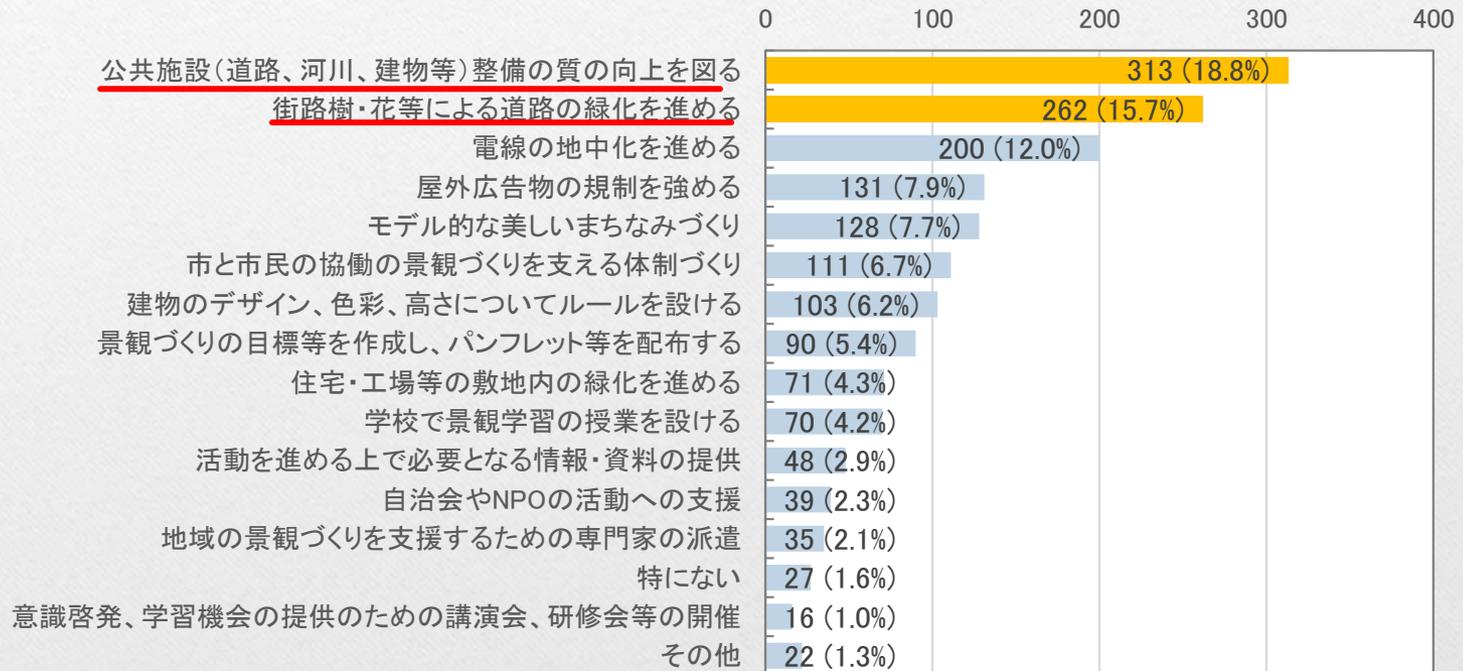
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 今後に向けて

問18：今後必要なこと

- 今後必要なこととしては、公共施設整備の質の向上が19%と最も多く、次いで街路樹・花などの道路の緑化が16%と多い。



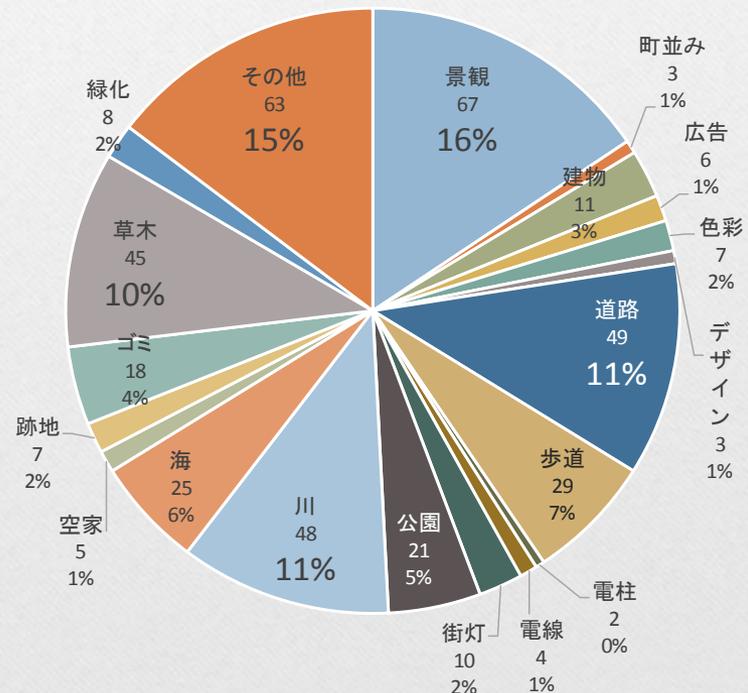
【参考資料】景観基礎調査について

(1) 市民アンケートの実施

● 今後に向けて

問19：古賀市の良好な景観づくりに関するご意見・ご要望

- ・自由意見で多く出てきたキーワードとしては、景観、道路、川、草木などが挙げられる。
- ・景観では、「河川の景観の改善」や「古賀はとても住みやすいところなので、市の魅力を高める景観づくりをしてほしい」などの意見があった。
- ・道路では、「新しい道路の整備を早くしてほしい」との意見があった。
- ・川では、「河川の整備（除草等）をしてほしい」や「川と一体的に憩いの場所を作してほしい」などの意見があった。
- ・草木では「草木が生い茂り見苦しい場所がある」との意見があった。



【参考資料】景観基礎調査について

(2) 色彩調査の実施

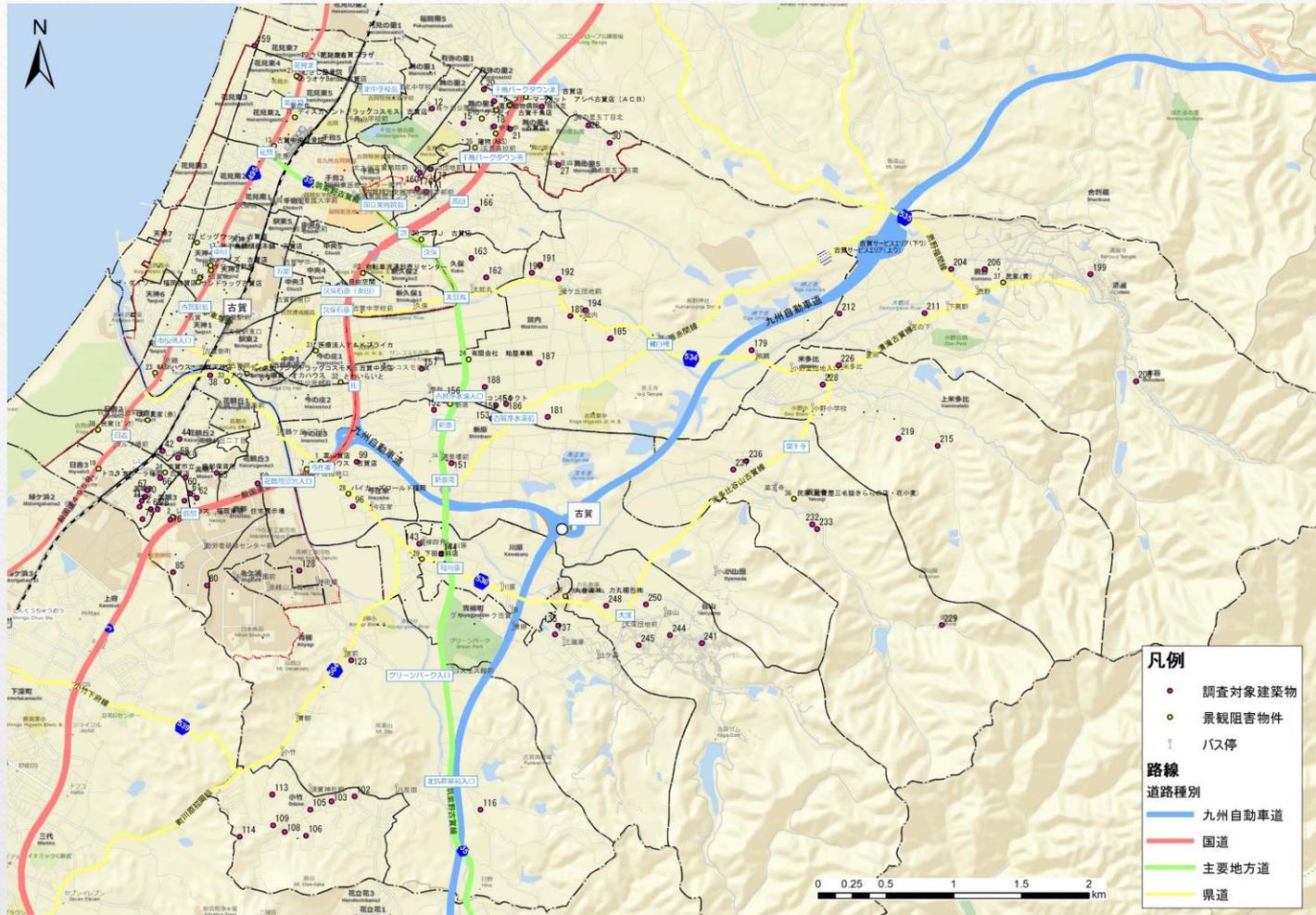
- 目的：全市の景観形成を推進するため、建築物等の色彩について、市内の傾向を把握する
- 実施期間：平成28年10月13日～14日（2日間）
- 調査件数：306件

分類	件数	出典等	活用方法
①建築物等	241	古賀市「建築確認申請受付簿」データから無作為抽出。	建築物の一般的傾向の把握
②景観阻害物件	53	事務局からの指定物件に加え、調査段階において、明らかに周辺景観との関係から景観阻害を招いている物件をできる限り抽出。	景観阻害物件の傾向把握
③景観要素(歴史的建築物等)	2	前提条件の整理において、事前に抽出した歴史的建築物等に加えて、調査段階において、青柳宿の歴史的町並みや歴史的雰囲気の漂う物件等をできる限り抽出。	古賀市の主な景観資源の傾向把握
④環境色彩	10	現地調査の際に、土石や緑等の自然物の色彩を、主な地域ごとに抽出。	環境色彩の傾向把握
合計	306		

▲調査概要

【参考資料】景観基礎調査について

(2) 色彩調査の実施



▲調査対象範囲と対象物件

【参考資料】景観基礎調査について

(3) 屋外広告物調査の実施

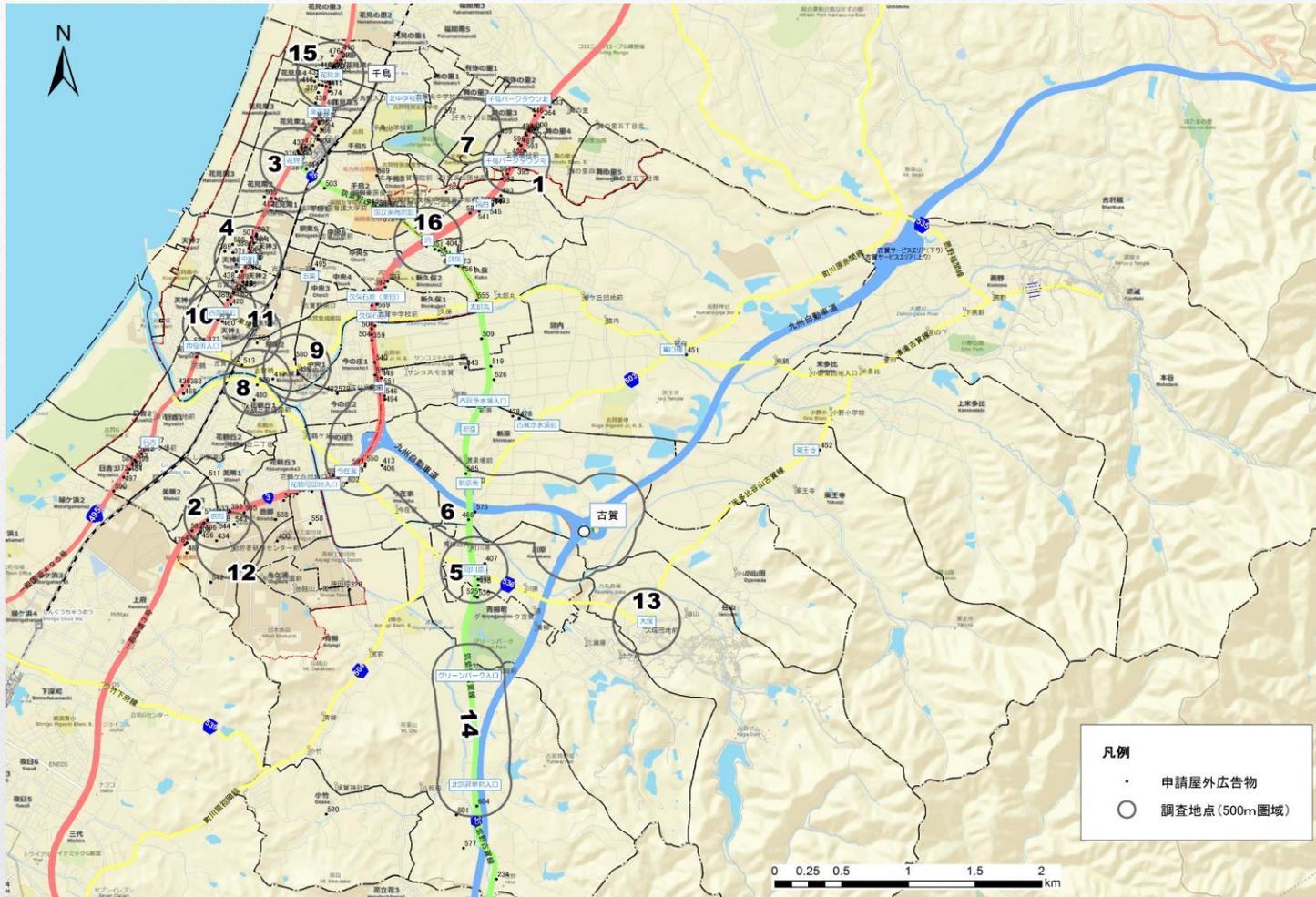
- 目的：全市の屋外広告物の規模および色彩を把握する
- 実施期間：平成28年12月5日～6日（2日間）
- 調査件数：1,254件
- 調査対象範囲：主要交差点の直径500m範囲内（4方向）



▲調査の様子

【参考資料】景観基礎調査について

(3) 屋外広告物調査の実施



▲調査対象範囲

その他

【参考資料】その他（景観づくりと景観計画について）

①良好な景観がもたらすもの

【良好な景観づくりによってもたらされる3つの効果】

一つ目は、良好な景観に囲まれることにより「**毎日**を快適に、心豊かに過ごすことができる」といった効果がある。わかりやすい事例としては、割れた窓などのまちの景観を改善することによって犯罪率が減少した、ニューヨークの「割れ窓理論」があげられる。

次に、この心地よさが、「**地域に対する愛着と誇り**をはぐむ」といった効果がある。これが原動力となり、**地域の自主的な景観づくり・まちづくり**をさらに押し進めるといった、よいスパイラルアップの循環をつくりだすことが期待できる。

さらに、良好な景観は、地域の方のみならず、訪れる人にも潤いや安らぎを与え、結果的に、**多くの人**がひきつけられ、集い、活性化や観光振興など、古賀が元気になっていくことが期待できる。

● 良好な景観がもたらすもの

- ・毎日を快適に心豊かに過ごすことができる
- ・地域に対する“誇り”と“愛着”を育む
- ・そこに住む人、訪れる人に潤いや安らぎを与える

↓

多くの人ひきつけられ、集い、古賀市が元気になっていきます！

⇒つまり、**“良好な景観”は市民共有の財産である！**

【参考資料】その他（景観づくりと景観計画について）

②景観まちづくりへ

制度に依存するのではなく、私たちの一人ひとりがコミュニケーションを図りながら問題解決を図る、その積み重ねによって社会自体を変えていく時期に来たのではなかろうか。

景観の話にひきもどしていえば、景観づくりのまえにまちづくりの方向性について議論を繰り返し、調整を重ねながら共有していくことが求められる。

そして、共有されたまちの将来像の実現のために、自らは何をすべきかを考え実行していく、そうした活動の積み重ねによってよりよい景観が作られていくのである。

景観法でいえば「景観協議会」がこうした役割を担うことになる。

【参考資料】その他（景観づくりと景観計画について）

③景観づくりの流れ

Step1

＜景観特性＞ 古賀市の景観とはこんな景観です

＜課題＞ こんな問題、改善すべきことがあります

＜目標＞ こんな景観にしたい（夢を描く）

＜基本方針・推進戦略＞ そのために、こんなことをしていく

Step2

